

第二百十二回国会 参議院外交防衛委員会會議録第三号

令和五年十一月十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十日

辞任

下野 六太君

補欠選任

山口那津男君

十一月十三日

辞任

山口那津男君

補欠選任

塩田 博昭君

十一月十四日

辞任

塩田 博昭君

補欠選任

三浦 信祐君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

北村 経夫君

佐藤 正久君

松川 るい君

小西 洋之君

上田 勇君

石井 苗子君

有村 治子君

猪口 邦子君

中曽根弘文君

堀井 巖君

三宅 伸吾君

吉川ゆうみ君

若林 洋平君

福山 哲郎君

水野 素子君

塩田 博昭君

三浦 信祐君

松沢 成文君

国務大臣

防衛大臣

副大臣

外務副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣情報調査室内閣衛生情報センター次長

内閣府宇宙開発戦略推進事務局審議官

内閣府総合海洋政策推進事務局次長

総務省大臣官房審議官

消防庁国民保護・防災部長

外務省大臣官房長

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

榛葉賀津也君

山添 拓君

伊波 洋一君

高良 鉄美君

木原 稔君

堀井 巖君

宮澤 博行君

松本 尚君

三宅 伸吾君

中内 康夫君

室田 幸靖君

門前 浩司君

安田 浩己君

渡邊 淳君

木原 晋一君

鈴木 清君

小谷 敦君

志水 史雄君

實生 泰介君

中村 和彦君

外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官

外務省大臣官房参事官

外務省中東・アフリカ局長

外務省領事局長

財務省主計局次長

国土交通省大臣官房危機管理室次長

観光庁観光地域振興部長

防衛省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

防衛省防衛政策局長

今福 孝男君

岡野結城子君

長岡 寛介君

安藤 俊英君

寺岡 光博君

英 浩道君

中村 広樹君

中村 晃之君

北尾 昌也君

加野 幸司君

安藤 敦史君

青柳 肇君

三貝 哲君

大和 太郎君

田中 利則君

坂本 大祐君

松本 恭典君

森 卓生君

○外交、防衛等に関する調査
(普天間飛行場代替施設に関する件)
(イスラエル・パレスチナ情勢に関する件)
(防衛力の整備に関する件)
(防衛装備移転に関する件)
(北朝鮮による日本人拉致問題に関する件)
(外交実施体制に関する件)
(政府安全保障能力強化支援に関する件)
(国民保護措置に関する件)

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北村経夫君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、下野六太君が委員を辞任され、その補欠として塩田博昭君が選任されました。

○委員長(北村経夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官室田幸靖君外二十七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北村経夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北村経夫君) 外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋之でございます。

まず、防衛省の政府参考人に聞きます。

○小西洋之君 いや、その多額の寄附金を工事関係事業者から受け取つて、いただいているという学者さんが、純粹に科学的な立場で公正中立な議論が社会常識上できるといふふうに考えるという

この辺野古の工事については、私も国会で取り上げ、何度も、いろんな同僚議員もみんな取り上げていますが、この軟弱地盤ですね、これ、世界にも例がないような、非常に深い九十メートルを超えるようなところを工事するという難工事であることは政府も認めているんですが、その一番の問題地点と言えるBの27番という地点ですね、これについての実測の調査をしていないんですよ。

○小西洋之君　今整備局長がうる説明してくだ
さったこの軟弱地盤に対する改良工事の方法です
ね、その方法が科学的には認でけるものである、
信頼できるものであるという客観的な、科学的な
評価は、防衛省が持っているそういう客観的な評
価、あるいは承知している客観的な評価は、この
技術検討会の評価以外にありますか。あるんだつ
たら、いや、どこぞの会議体が評価してください

○小西江之君　技術検討会についても言いまして、技術検討会以外にありますかと聞いています。五回聞いて答えられないということは、説明できないことをやっているんじゃないですか。技術検討会以外にありますか。五回目です。ないんだつたらない、あるんだつたらその主体名を答えてください。

れどもこちらは、沖繩防衛局が地盤改良に係る具体的な設計等の検討を行うに当たって、各分野にそれぞれ精通した有識者を選考し、それぞれが純粹に、その委員が持っている知見を基に技術的、専門的観点から客観的に御議論いただいているものでありまして、そういう点から、議論の公正性、中立性の観点から、もう何度も申し上げますけど、この議事録なんですけれども、こちら、もう私全部見させていただく限りは、このホームページの公表部分、もう本当に委員長と委員の発言のやり取りしている中で変な誘導はないというような、私はそういう認識を持っているので、特に問題があるというふうには考えていないとこころです。

○小西洋之君　全く何の説明にもなっていないませ

ん。

整備局長に伺います。

メンバーが一名替わられたということですが、
 どういう経歴の方が新しくメンバーに加われたの
 か、簡潔に説明してください。

○政府参考人 青柳肇君 委員の異動につきまし

ては、本年四月、青木伸一委員に替えまして、八
 木宏委員を新たに委嘱してございます。

○小西洋之君 経歴について答えてくださいとい
 うふうにお願いたしました。

○政府参考人 青柳肇君 失礼いたしました。

経歴につきましては、青木伸一委員につきまし
 ては、大阪大学大学院工学研究科の教授でござい
 ました。そして、新たな八木宏先生につきまして
 は、防衛大学の教授でございます。

○小西洋之君 委員の先生方、御覧いただいた表
 のとおりなんです。大阪大の教授に替わって防
 衛大の教授が加われたというんですね。元々、こ
 の青い色づけがされている委員の先生方なんです
 が、防衛大の教授含め、この政府関係者が八人中
 四人いたんですね。元政府関係者の方々もです
 ね、八人中四人ですね。今度、青木先生に替わっ
 て防衛大の八木先生が加われたということなので、
 八人中五人が現職の政府関係者、防衛大教授
 あるいは元国交省の官僚の方などなんですけれ
 ども。

防衛大臣に伺いますが、こうした偏った、現職
 の政府関係者、あるいは元政府の官僚といったよ
 うな政府関係者、そうした方々が八人中五人を占
 める技術検討会について、政府の施策であるこの
 辺野古工事、その技術的な評価について中立公正
 な評価が期待できる、信頼できる、可能である
 というふうにお考えでしょうか。

○国務大臣（木原稔君） 技術検討会は、各委員が
 有している技術的、専門的知見を基に客観的に御
 議論をいただくものでありまして、国又は国の機
 関での勤務経験が議論に影響を与えるものではな
 いというふうには考えております。技術検討会と
 いうのは、地盤であったり構造であったり水工で

あったり舗装、そういった各分野に精通した有識
 者で構成をされており、各委員が有している技術
 的、専門的知見を基に客観的に御議論をいただい
 ております。

委員の選定に当たりましては、そういった各委
 員の専門分野の観点からお願いをしているもので
 あって、これも繰り返しですが、国又は国の機関
 で勤務経験というのを考慮しているというわけ
 はありません。

○小西洋之君 防衛大臣に伺いますが、今質問さ
 せていただいたように、防衛省が設けているこの
 辺野古工事に関する技術検討会、委員の方々に
 工事関係の会社から多額の寄附金をもらった方々
 がいる、あるいは、そのうちの二名の方は変更工
 事の設計段階から加わっていたのではないかと
 う報道、指摘がある。そして、今の段階で八名中
 五名の方が現職の政府関係者あるいは元政府の官
 僚などの政府関係者であるわけですが、こういう
 会議体が行う、辺野古の軟弱地盤の改良工事、そ
 の技術的な評価について、沖縄県、玉城デニー知
 事を始めとする沖縄県、あるいは沖縄の県民の皆
 さんから見ても、こうした技術検討会の議論、あ
 りはそこで出される結論というものは信頼に値す
 ると、そういうふうには大臣として、防衛大臣とし
 てお考えですか。

○国務大臣（木原稔君） その議論の中身というの
 が私は大事だろうというふうには思っております。
 そういう点で、沖縄防衛局のホームページにはこ
 の議論の逐一が公表をされているということござ
 います。もう中身が全て赤裸々に委員長と委員のやり
 取りが書いてあるわけでありまして、その内容、
 中身を御覧いただけると、特に偏った誘導する
 か一定の結論に持つていくとか、そういうような
 方向ではないということは御理解いただけるもの
 というふうには思います。

○小西洋之君 いや、その工事を施行するその大
 臣が、責任者の防衛大臣が偏った議論でないとい
 うこと、だったらこの技術検討会を設ける意味
 がないじゃないですか。行政が、防衛省が、政府

が、有識者から客観的な科学的な中立公正な評価
 を受けるものとしてのみ、この技術検討会は意味
 を成すわけですから。

大臣に聞きますけれども、先ほども聞きました
 けれども、会議の内容を全て公開すればその会議
 の内容が科学的なものである、公正中立なものに
 なるんだと、公開すればなるんだという、その合
 理的な根拠を説明してください。

○国務大臣（木原稔君） まずは、その技術検討
 会、委員の選考に当たっては、まずは、その各分
 野に精通した有識者に、純粹にその技術的、専門
 的知見から客観的に議論できる、そういう方を選
 考すること、そして、その中で、議論の中
 身については公表し、それをしっかりと中身を見
 ることによってそういう偏った誘導などがない
 ということが確認できるものと思っております。

○小西洋之君 いや、ですから、こうした関係事
 業者から寄附金をいただいたり、あるいは設計段
 階からの議論に加わっていたり、あるいは政府関
 係という属性がある方々が、大臣、よろしいで
 すか、客観的な科学的な議論ができるというふう
 に、もちろんやる方もいるのかもしれませんが、
 ただ、そうしたものは困難なので、普通はこうい
 う方々は資格条件で外すんですよ。委員にはなっ
 ていただくのは考えないわけですね、政府とし
 て。客観的なその議論がなぜできるというふう
 に大臣はお考えなのか、それだけを簡潔に答えてく
 ださい。

○国務大臣（木原稔君） 繰り返しで恐縮ですが、
 技術検討会においては、各委員が有する技術的、
 専門的な知見を、これを基に客観的な議論が行わ
 れているものと私は認識しております。問題が
 あるというふうには考えておりません。

○小西洋之君 私も行政で十二年間、また議員と
 して十三年間やっていますけど、これほどの出来
 レースとしか言いようがない技術検討会を見たこ
 とがないということは申し上げさせていだきた
 いと思います。
 外務副大臣、お越しいただいていきますけど、質

問しますが、今、イスラエル・パレスチナ武力紛
 争が起きて、ガザ地区ですね、多くの赤ちゃんを
 含めて、特にこの数日、病院に対する攻撃、これ
 は戦火の、火力による攻撃だけではなくて、その
 周りが武力によって包囲をされて、水あるいは食
 料、あるいは医薬品が届かなくなっているのでは
 ないか、あるいは多くの医療関係者の方々も亡く
 なっているのではないかと。複数の病院がこうした
 今戦禍の中にあるわけですけれども、こうした状
 態は日本政府から見て国際人道法に違反する、あ
 るいは事態が生じている、そうした認識はありま
 すでしょうか。簡潔に答えてください。

○副大臣（堀井巖君） 十一月九日の参議院外交防
 衛委員会の上川大臣から答弁をさせていただきました
 したとおり、イスラエル軍による個別具体的な行
 動については、事実関係を十分に把握することが
 困難である中、その法的評価をすることは差し控
 えたいと存じます。同時に、我が国として、イス
 ラエルの行動が全体として国際法と完全に整合的
 であるとの法的評価を行っているわけではありま
 せん。

我が国として、いかなる場合においても国際人
 道法の基本的な規範は守られなければならない
 と考えております。例えば、無辜の民間人を無用に
 巻き込む攻撃は、国際人道法の基本的な原則に反
 するものであり、正当化できないと考えます。こ
 うしたことも踏まえ、我が国は全ての当事者が国
 際法に従って行動することを一貫して求めてきて
 おります。

○小西洋之君 委員の先生方も御承知のとおり、
 今そのガザ地区の病院では、緊急処置室の赤ちゃ
 ん、これ電源が切れて、三十名とも言われていま
 す。赤ちゃんが亡くなったたり、あるいは多くの
 入院している方々が傷ついたり、あるいは医療従
 事者も亡くなっている方がいる、あるいは避難し
 ている方々も犠牲が出ているなども報道されて
 います。

これについてグテーレス事務総長は、ガザは赤
 ちゃん、子供たちの墓場になっている、あるい

は、このイスラエルの軍事行動に何らかの誤りがあることは明らかだというような発言もされています。また、三つの国連の関係機関がこうした病院に対する攻撃の停止のための緊急措置を各国に呼びかけているというような状況にあります。

副大臣、よろしいでしょうか。こうした状況を踏まえたときに、日本政府として、ガザで起きている、この病院に対する攻撃などを含め、ガザで起きている事態は国際人道法に違反する、あるいは抵触する、そうした事態が起きていると少なくとも日本政府として憂慮している、その憂慮を明確に答えてください。

○副大臣(堀井巖君) イスラエル軍の個別具体的な行動に関して様々な情報や報道に接しておりますけれども、我が国として、個別具体的な状況について事実関係を十分に把握することは困難であります。

例えば、イスラエル軍は、ハマスは病院を指揮統制センターとし、ハマスのテロリストや司令官の隠れ家として利用しているなどとしておりますけれども、こういった情報について事実関係を十分に把握することは困難であります。

こうしたことから、我が国として、イスラエル軍の個別具体的な行動について確定的な法的評価を行うことは適切でないと考えているところでございます。

○小西洋之君 ハマスの民間拠点の軍事利用については、前回私も申し上げたんですけれども、ただ、もう何の罪もない子供たちが、しかも病気の子供たちが、あるいは病院の方々が亡くなっている。そうした状況について、国際人道法上の評価すら日本政府が控えるのであれば、何のための、前回、上川大臣に答えていただきましたけれども、憲法前文の平和的生存権あるいは人間相互の関係を支配する崇高な理想の平和主義は何のために制定されたのかと。

今こそこの日本外交が、難しい国際関係にあるということとは私も百も承知、前回もそういう指摘

もさせていただきました、しっかりと頑張っていたかなければいけない。なので、そうした観点から、非常にちよつと今の答弁というのは私は遺憾に思わざるを得ないところでございます。

木原防衛大臣に伺いますけれども、よろしいですか。

前回、この佐世保の大臣の演説について取上げをさせていただきました。私は、これはもう政治利用としか言いようがないので撤回を求めているんですが、撤回をされないということなんですが、配付資料の二ページですが、もう一回言いますね。よろしいですか。

大臣はこう言っているんですね。自分、御自分の伯父は海上自衛隊に入り、基地がある佐世保に居を構えた、佐世保は自衛官やその家族が誇りを持って過ごしている町だ、佐世保というのは自衛官やその御家族にとつてかけがえのない特別な町であるということをおっしゃっているんですね。この御意見の是非について、私、もちろんそうなんだろうと思います。どうこう言うつもりはありません。

ただ、佐世保は自衛官やその御家族にとつて特別な町だと言つて防衛省の政策を述べて、そういう政策に反対する、そういう方、野党の候補者には佐世保の代表になつてほしくはない、そして自民党の候補者にしっかりと応援を言っているわけですから、これももう自衛隊の政治利用で、これが自衛隊の政治利用ではないんであれば何が政治利用だということになるんですが、大臣、私が今御説明したところをなぜ政治利用でないというふうに言えるのか。この佐世保は自衛官やその家族は誇りを持って過ごしている町だ、この発言、この発言の言葉の趣旨も説明しながら答えてください。

○国務大臣(木原稔君) まず前提として、その私の御指摘の演説ですけども、あくまでも一議員として、党の活動の一環として行われたものでありまして、この点については演説においても明確に、その演説の冒頭で、本日は防衛大臣だから来

たわけではないと、衆議院議員の立場ということを書いてあるところでありまして。

そして、私自身も、その自衛隊を政治的に利用するような意図は私の中には全くなく、また、防衛大臣として自衛隊員に対して特定の候補者に投票してもらうように呼びかけたものでもないというわけです。

その上で、演説の中で自衛隊について触れた部分については、自衛隊とその家族には敬意と感謝を申し上げたのですが、自衛隊の政治利用ではないかという御指摘があったことを受け、そのような誤解を招くことは私の本意ではありませんので、誤解を招いていると指摘されている部分において、その報道の部分においてはもう撤回をしているところですよ。

政治活動において、一般論として、閣僚その他政府に入っている者が一議員として、その党の活動の一環として応援演説を行うことは一般的に行われているものと理解をしていますが、いずれにしても、発言については今後とも気を付けたいと思います。

○小西洋之君 答えないんだつたら長々答弁しないでください。

大臣に伺います。大臣は、教育勅語について、こういうふうにかつて自分のホームページで言っているんですね。教育勅語の廃止で道義大日本国の根幹を失った。教育勅語の廃止で道義大日本国の根幹を失った。この言葉が、大臣、どういう意味なのか説明してください。

○国務大臣(木原稔君) 教育勅語については、これまでホームページ等で様々な政治家として主張をしてきたことは事実であります。これは私の政治家としての思想信条に関することがでありまして、現在、この場では防衛大臣として出席しているということでありまして、防衛大臣の立場でお答えすることは差し控えたいと思います。

○小西洋之君 じゃ、防衛大臣、一般論として、教育勅語を積極的に肯定し礼賛する政治家が日本

国憲法の下で防衛大臣を務めることにどんな問題があるかと考えるか、答弁してください。

○国務大臣(木原稔君) 政府の見解、一般論といえますか、政府の見解としては、その敗戦後の日本は、国民教育の指導理念として、民主主義と平和主義とを高く掲げたが、同時に、これと矛盾する教育勅語に対しては、教育上の指導原理たる性格を否定してきた。このことは、新憲法の制定、それに基づく教育基本法並びに学校教育法の制定によって法制上明確にされたなどと答弁していると承知しておりますので、私は現在内閣の一員として、防衛大臣として、その政府の方針に従つて行動をしていく所存でございます。

○小西洋之君 防衛大臣としてその教育勅語を肯定するような方が、防衛省、防衛大臣の職責と日本国憲法に照らしてどういう課題があるのか質問したんですが、何にもお答えになりませんでしたので、遺憾であることを申し上げて、終わります。

○水野素子君 立憲民主・社民、水野素子です。どうぞよろしくお願いいたします。

九日に続きまして、五年で四十三兆円もの防衛費増の中身についてお尋ねいたします。

九日は、自衛隊の人員費、労働環境に関しまして、大臣から改善するとの力強いお言葉がございました。本日は、先日と同じ、先日の自衛隊に続きまして、同じく防衛の現場を支える在日米軍支援労働基地従業員の労働環境改善につきましてたします。

基地従業員は、防衛省が雇用し、在日米軍施設の後方支援のため国が派遣する労働者で、国家公務員の給与体系に準拠し、形式は日米共同雇用管理、実態はあらゆる決定権が米側にあり、いびつで不安定な労働環境と聞いています。

国家公務員の定年年齢が今年度から十年掛けて六十歳から六十五歳まで引き上げられますけど、公務員準拠の基地従業員の定年延長は六十一歳以降の見通しが全く立っていないと聞きます。これはいかなる理由で、目下どのような状況、見通し

となっておりますか。

また、ホスト・ネーション・サポートによる政府負担は今回の防衛費大幅増の対象内なのに、日米同盟の現場で、政府に雇用され、国の防衛を支える直接の労働者である基地労働者には公務員に準じた当然の恩恵、再雇用、延長が行き渡らない現状をどう考えますか。

参考一、御覧ください。

先日の自衛隊に関する九日の配付資料と同様に、こちらにおきましても、基地従業員労務費は昨年度比一・一％増にとどまっています。

自衛隊の人員費について、増強を検討するとの大臣のお答えがありました。同じく防衛の現場を支える基地従業員の労務費も増強し、公務員と同等の雇用延長を確保すべきではないですか。お答えをお願いします。

○政府参考人(大和太郎君) お答え申し上げます。

まず、定年延長の交渉でありますけれども、国家公務員の定年年齢が段階的に引き上げられて六十五歳になることを受けて、在日米軍従業員の定年年齢も段階的に引き上げ、六十五歳とするよう米側と調整をしているところです。そして、本年五月には、定年年齢の六十一歳までの引上げについて日米間で合意をしております。六十五歳までの定年年齢の段階的引上げについても、早期に合意できるよう努めてまいります。

何がこの協議の上で障害になっているかということについては、これは協議の内容の具体的なことに及びますので、今後の協議に差し支えがあってもいけませんので、お答えを控えざるを得ないことを御理解願います。ただ、交渉はきちっと続けていきます。

それからもう一点、在日米軍の方々の処遇のお話がありました。在日米軍の従業員の方々の基本給等給与というのは一般職の国家公務員に連動しているものでありまして、国家公務員の給与の改定に準じて、同時同率で必要額をしっかりと計上しているということです。このスキームは

これからも変わらないということであります。

それから、お尋ねの件が、日本政府がカバーしている、日本政府が負担している在日米軍の従業員の方々の人数ということであるとすると、この点については、御案内のとおり、今現在、日本政府はアメリカとの特別協定に基づいて在日米軍従業員の基本給等を払っております。この協定というのは二〇二二年四月に妥結したものでありまして、発効したものでありまして、現在、在日米軍従業員約二万六千人のうち、上限労働者数二万三千百七十八人の基本給を負担することとなっているというところであります。これは、今後五年間変わらぬ、我々の日本政府の水準と、負担水準ということになります。

○水野素子君 私、地元神奈川ですので、たくさん基地従業員の方がいらつしやいまして、いろんな不安の声も聞いています。是非、引き続き検討もお願いしたいですし、協定におきましても、今般日本において安保三文書新しくできて、大きく予算を投入する場合には、協定の見直しも含めて、様々な人に投資する、現場に投資するということをお願いしたいと思っております。

次、一問最後にあつたしまして、その次の次に参りたいと思っております。

防衛力整備計画におきまして、二〇二四年度以降、新たな研究機関を防衛装備庁に設けるとしてありますが、人数、規模など組織の概要、あるいは重点研究課題について御説明をいただきたいと思っております。

この背景といたしましては、御案内のように、宇宙、サイバー、電磁波、無人機、ドローンなど、現在は先端の技術で戦う戦略領域となつていくところがございます。

一方で、安保三文書を見ても、やや古い武器を海外から買うというふうなことになることがやや危惧されるところでございます。そういうことに税金を掛けるよりも、先端の技術開発で、先端の技術で安全な社会をつくるべきではないでしょうか。特に、北東アジアにおける情報をリア

ルタイムで取るにより紛争を未然に防ぐその情報技術を獲得すべきではないでしょうか。そして、そのことにより日米同盟を補強するという戦略もあるのではないのでしょうか。技術を磨くことで産業競争力も獲得することができます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) 大変重要な御指摘だというふうに思います。

防衛省は、防衛イノベーションやまた画期的な装備品を生み出す機能を抜本的に強化するため、従来とは異なるアプローチや手法によって変化の速い様々な技術を将来の戦いに必要な機能、装備につなげる新たな研究機関を創設する予定であります。

その新たな研究機関では、本年六月に防衛技術指針二〇二三で公表しました無人化であるとか自律化、そして従来使っていなかったエネルギーの活用であるとか、未来の状況を予測して先手を打つ判断能力の強化など、そういう挑戦的な目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来の戦い方を大きく変える機能、技術をスピード重視で創出する研究を行うこととしております。

私も、その点についてしっかりと加速するように指示をしているところであります。

○水野素子君 参考資料二のように、世界でもう先端的な研究開発というのを安全保障目的でも様々な取組がある中で、あともう一点だけお尋ねいたします。

人数規模ですね、私もレクで伺ったときに、どの程度の組織をどのようにつくるのかという点をお尋ねしたところ、はつきりした回答がなかったもので、その点、改めてお願いいたします。

○政府参考人(松本恭典君) お答えいたします。

新しい研究機関の規模につきましては現在も概算要求中で検討中でございますが、官側の職員としては五十名程度、それから民間側の外部の人数を数十名程度、契約あるいは登用なりしたいと考えておりまして、総勢で今現在百名程度、スタート時点としては検討をさせていただいているとい

うところでございます。

○水野素子君 やや小さいですね。また、伺ったところでは、既存の方を集めて集めてということというふうにも伺っていますので、その点につきましては更なる検討をお願いしたいと思います。次の質問も関連でございますけれども、安全保障関連技術の研究につきまして、大学あるいは国立研究開発法人との連携の考え方について御説明ください。

○国務大臣(木原稔君) 大学等との関係ということですが、我が国の高いその技術力というものにはまさに防衛力の基盤でありまして、先進的な民生技術の研究開発成果を防衛分野に積極的に活用することが重要だというふうに考えております。

防衛省では、その民生技術を取り込む、いわゆるこれスピンオンと言っていますが、そのスピノンを実現するために様々な取組を進めているところです。例えば、安全保障技術研究推進制度においては、防衛分野で将来における研究開発に資することを期待し、革新的あるいは萌芽的な技術を開発、育成するために大学や研究機関又は民間企業等から広く研究課題を公募して委託してまいります。

引き続き、そういった大学や国立研究開発法人のほか、関係府省や民間企業等との間で平素からしっかりと連携していきたいというふうに考えております。

○水野素子君 そのようなお考えをお持ちということは分かったのですが、もう少し具体的にお願いしますけれども、日本学術会議の声明もかつてあつたところでございます、デュアル技術に関しまして、あるいは大学の自治に関しまして難しい問題もあるかと思っております。

一方で、国立研究開発法人、様々な法人が、もちろんJAXAもそうですけれどもございまして、そこをしっかりとサバイブをして、どのような技術領域でどのような国立研究開発法人と連携ができるか、そういったことの御検討はなさっている

んでしようか。

○政府参考人(松本恭典君) お尋ねにつきまして、防衛装備庁といたしましても、国内の各研究機関と意見交換を重ねるとともに、技術がどこに存在しているのかということについて各研究者、大学、研究機関、技術マッピングをするという努力を今させていただいているところでございまして、日本全体でどういう技術がどこにあるのかを我々はしっかりと把握した上で、連携できるところは連携していくということで今検討をさせていただいているところでございます。

○水野素子君 やはり、安全保障に近い領域はデュアルの部分を中心に先端の技術が生まれやすい部分でございしますので、是非とも、国立研究開発法人と様々な議論、あるいは文科省、関連省庁等も含めて連携しながら、その先端の技術で勝てる産業も含めて見通してやっていただきたいと思えます。

次の質問移ります。

防衛装備移転三原則、どの点をどのように見直すのか。参考資料三のように、いろいろな報道は出ていますけれども、はつきりとは見えてきませんので、現状、あるいはいつ、どのような手法、場で決定するのも含めて御回答をください。

○国務大臣(木原稔君) 国家安全保障戦略に記載していますけれども、その防衛装備移転というものは、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、また国際法に違反する侵略を受けている国への支援などのための重要な政策手段というふうになります。

その上で、防衛装備移転三原則やその運用指針を始めとする制度の見直しの具体的な内容等について、現時点では定まっておらず、この点は判断を持ってお答えすることは困難であるということをお理解ください。

いずれにしても、今後、このような形で制度の見直しを行っていくのかについては、現行の装備移転三原則あるいは運用指針というのは十年前のものでありますから、そういった国際情勢の変化

も見据えながら、現在与党において、検討も踏まえ、そういった検討も踏まえまして、政府として適切に判断をしていく所存であります。

○水野素子君 機微技術の輸出に当たりますし、また憲法上の問題の整理も必要となってくるものでございます。ですので、やはり国会で丁寧な議論をした上で政府としてまとめるべきではないかと思えますけれども、まあ年内中というような声も聞こえてくるところですけれども、どのような場でのように決めていくかということをもう一度お願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) まあ、そういった時期等については予断を持ってお答えすることは政府としては困難ではありますが、現時点で決まっていないうことでありまして、引き続き、与党の間で、与党と政府の間で、様々な情報提供等をしなから、また緊密に連携して、最終的には国民の皆様方が理解を得られるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○水野素子君 今、与党、政府だけしか出てこないんですね。国会、ここでどうして議論しないのかということをお私に聞きたいわけです。安保三文書もそうでした。国会が終わった、閉まった直後に、国会が閉会した直後に閣議決定をするわけですよ。そのようなことやらないですよ。お答えください。

○国務大臣(木原稔君) 今後、どのような形で制度の見直しというのを行っていくかについては、国際情勢を見据えながら与党ワーキングチームで今検討をいただいております。とはいいいながら、国民の皆様方に御理解いただくように、政府として適切に判断をしてまいります。

○水野素子君 与党、政府だけでは国会の総意にならない、国会でしっかりと事前に話し合うべきことであるということをお願いしまして、次の質問に参りたいと思います。

それでは、今、防衛装備移転三原則の一つの目的が、もしや国内の産業基盤、国内の市場だけでは維持できないという意識もあるとしたらという

ところもございましての質問であります。国内の防衛産業育成の具体的手法、特に国産化、国営化方針について端的に御説明をいただきたいと思えます。

国家防衛戦略におきましては、国自身が製造施設等を保有する形態も検討する、国営化も考えるということが言われています。

また、資料がございまして、資料四、準備させていただいておりますが、かつて、昭和の四十五年のときには国産化方針なるものがございましたが、いつの間にかなくなってしまうと、これをもつて国内の防衛産業、防衛に関わる産業の基盤が築けなくなったのではないかと私は感じるころがあります。

一方で、今の安保三文書におきましては産業基盤を強化するというふうになつておりますので、国産化、あるいはどうしても維持できない部分の技術におきましては国営化という方針は具体的にどのようなものか、お答えください。

○国務大臣(木原稔君) 防衛生産・技術基盤というのには言わば防衛力そのものというふうな認識をしております。また、抜本的に強化していくためには様々なその取組を進めていかなきゃいけないというふうな考えます。

その防衛生産・技術基盤の維持強化の取組については、防衛生産基盤強化法に基づくそのサブライチエーションの強靱化や、またその製造工程の効率化といった、事業者が行う各種取組の促進に係る措置などを始め様々な取組を行っております。

また、御指摘の装備品の国産化につきましては、先月策定しました装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針においても、その性能、また取得経費、またスケジュールなどの必要な条件を満たすことを前提として、継戦能力の維持や平素からの運用、維持整備基盤の国内における確保が不可欠なものを中心として国産による取得を追求していく考えを、これを示したものであります。例えば、継戦能力の維持の観点から不可欠なもの、あるいは平素からその運

用、維持整備に係る改善能力を確保する観点から不可欠なもの、あるいは秘密保持の観点から海外に依存すべきではないものなどを中心に国産による取得を追求していかなきゃいけないと思っております。

○水野素子君 例えば人工衛星もそうだけれども、どこかよく分からない部品が入っていて壊れることであるんな行動もできなくなるわけですね。であるからこそ、WTO上も、安全保障に関わる発注、政府調達に關しましては適用除外になっている。国内で調達することができればですね。

日本は、ワクチン、マスク、国産化できないようなことになつてしまつていた。今、安全保障も同じです。国民の安心を守ることに關しましては国内の産業基盤をしっかりとっていくこと、それは例えば産業の再編も含めて適正な産業規模に向けてもやるべきでないかとは思っております。

次に参りたいと思います。

私はJAXA出身でありましたので、よく種子島何うわけですけれども、馬毛島基地に關しましてお尋ねしたいと思えます。

馬毛島の基地建設、これに關しましては、二〇一一年、日米安全保障協議委員会、2プラス2での協議に基づき、FCLP、米国の空母艦載機の着陸訓練にも使用する自衛隊基地の候補地となり、翌年から米軍関係予算により調査等が始まっております。令和五年度、補正も含めると三千八百億円以上、これまでの累積として八千五百億円以上が使われているわけでございます。

これ、地元自治体あるいは契約関係者には長きにわたり多額のお金が流れていきますと、住民としては、例えばいろいろなものが立派になつたね、道路がよくなつたねとか、そういう中で、例えば漁業が今廃れてしまつていたりとか、あるいは騒音があるんじゃないか、あるいはいざとなつたら標的となつても住民避難計画も決まつてないんじゃないかとか、様々な不安があつても反対の声を上げられない、これではなし崩しではないで

しょうか。

資料五、御覧ください。

こちら、元々、始まりと聞いていますけれども、この合意文書です。国会でのいろんな議論を経た上での政府決定ではなさそうなところから始まっていることを、私は先ほど来、意思決定過程を申し上げているわけです。こちらの資料五、こちらにおきましては、キャンディード、仮訳としまして、防衛省さんの資料ですけれども、馬毛島が検討対象となるということで始まっているわけですね。

それでは、いつ国会あるいは閣議等でのような国民生活に影響が出るような基地の建設を決定したんでしょうか。安保三文書におきまして、この文書上は馬毛島基地を建設するということが書いてない。予算上も米軍関係予算です。馬毛島の基地建設予算ではないわけですね。

それでは、このお尋ねをいたしましたし、馬毛島に基地を建設することについて、どのような場面でいつ決定したんでしょうか。お答えください。○政府参考人(大和太郎君) お答え申し上げます。

二〇一〇年、平成二十二年十二月に制定された平成二十三年以降に係る防衛計画の大綱において、日本の南西地域における防衛態勢を充実することといたしました。そして、その後、二〇一一年、平成二十三年であります、今御指摘いただいた日米の2プラス2において、新たな自衛隊の施設として馬毛島が検討対象となるということを示して、そしてこの施設が併せて米軍の空母艦載機発着訓練、FCLPでございますが、これの恒久的な施設として使用される旨が公表された。そして、滑走路あるいは飛行場支援施設等の整備に必要な経費を計上した令和四年度当初予算が閣議決定をされました。これをもって馬毛島における自衛隊施設の整備が決定されたということになります。

したがって、令和四年度の当初予算の閣議決定をもってこの馬毛島基地の建設が決定された、

こういうことでございます。

○水野素子君 令和四年度の予算での閣議決定ということですか。その項目名、もう一度お願いいたします、予算の項目。

○政府参考人(大和太郎君) ちよっと今、予算書における項目名というのはちよっと私今持っているんですが、いずれにせよ、令和四年度の当初予算にこの滑走路、馬毛島における滑走路あるいは様々な支援施設を整備するための経費が計上されて、これが予算として、政府予算として閣議決定されたということでありまして。

したがって、お尋ねの馬毛島基地の建設を決定したものが何か、政府としての意思決定がどれかというところ、この令和四年度の予算の決定ということになるということでありまして。

○水野素子君 最初は、キャンディード、検討対象として、そのときに調査が始まるとか住民に説明するというのは分かるんですけども、予算が閣議決定という前に、南西諸島にどういう基地をどういうふうに進めるかということをしつかりと国民の意思を測るべきではないかと思っております。この点につきまして、また改めてお尋ねすることもあるかと思っております。

それでは、私、JAXAにおりましたので、宇宙に関して少しお尋ねいたします。

最近、安保三文書でも宇宙ということを目にしたので、やっとな、世界でもそのような潮流です。日本はどうしているのかなと思っていたのが、やっとな意識になってきたというところ、いいことだなと思いがちですが、防衛省ないしは自衛隊が連携するということに書いてあります。

お尋ねします。防衛省、内閣調査室、いわゆる情報収集衛星ですね、内閣府、それぞれが所管する人工衛星に係るJAXAへの令和五年度、令和六年度予算における発注、契約の金額、項目を御説明ください。

○政府参考人(森卓生君) お答えいたします。

まず防衛省でございますが、令和五年度予算におきまして、人工衛星に係る宇宙関連予算は約千八百四十四億円計上しております。JAXAを契約相手方とする契約は、現時点は宇宙状況監視、SSA衛星システム一件でございます。契約金額は約三百三十一億円となっております。令和五年度補正予算案への人工衛星に係る経費の計上はございません。

令和六年度概算要求でございますが、人工衛星に係る宇宙関連経費として約千六百五十四億円を要求してございます。主な項目といたしまして、画像解析用データの取得に約二百六十五億円、SDA衛星の整備に約百七十二億円などを要求してございます。

これら事業の契約相手方については、今後会計法令にのっとり適切に選定していくことになると思っております。

以上です。

○政府参考人(安田浩己君) お答えいたします。

内閣衛星情報センターでは、情報収集衛星の開発及び運用を行っております。お尋ねの情報収集衛星に係るJAXAとの契約額につきましては、令和五年度当初予算では情報収集衛星システム開発等委託費として昨年度に約三百二十億円を契約をしてございます。

なお、令和五年度補正予算につきましては今後国会において審議がなされるものと承知しております。また、令和六年度予算案については現在財務当局と協議中であるところでございます。いづれもいまだ予算が成立をしております。そのことから、JAXAとの今後の契約の見込額を予算を持ってお答えすることは差し控えていただきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。

いづれにいたしましても、内閣衛星情報センターといたしましては、引き続きJAXA等の宇宙開発関係機関の技術的な知見をいただきながら情報収集能力の更なる強化を図ってまいりたいと考えております。

考えております。

○政府参考人(渡邊淳君) お答えいたします。

内閣府では、日本版GPSでございます準天頂衛星システム「みちびき」を所管しております。

準天頂衛星システムに係るJAXAとの契約額については、高精度測位システム調達等のために、JAXAと百二億円、約百二億円の契約をしてございます。また、令和六年度につきましては、現在概算要求中ではございますけれども、その国庫債務負担行為に関する令和六年度の分といたしまして、同じくその高精度システムの調達のため、JAXAと約四十七億円の契約をしているところでございます。

以上でございます。

○水野素子君 JAXAの毎年の、毎年度の当初予算が千五百億ぐらいなんです。補正も含めると二千億ちよつとになります。ということは、当初予算ベースでJAXAの予算の半分ぐらいを安全保障系の受託業務でやっているわけですね。

JAXAというのは研究開発法人なわけです。そして、JAXAの人員費というの制約がありますので、税金でやっていますので、人をなかなか追加で雇うことができない。本来業務とは別に、自分の予算の半分ぐらいを受託で受けている。しかも、事実上なかなか断ることができないわけですね。

JAXA、最近失敗も続いているのを心配しております。結局のところ、このような政府の人工衛星調達、運用、管理、支援の方に人材が引張られて、本来業務である研究開発で世界をリードするのは難しい状況であるということ。是非とも御理解いただきたいと思いつつ、次の質問に、関連なので移ります。

JAXAは、今度は違う視点からですけども、JAXAというのは、本来政府とは別の法人格、いわゆる法的には民間法人でございます。職員は、守秘義務を負っているとはいえず、公務員

では、自衛隊のような公務員ではありません。また、研究開発法人として、たとえリスクがあったとしても世界一を挑戦する、それを夢見て、あるいは産業競争力獲得を目指して研究者、技術者が集って切磋琢磨してまいりました。

参考六、御覧ください。

こちら、JAXAの本来業務書いてございます。また、第十八条ですね、JAXA法、そして二十六条も御覧いただきたいんですけども、防衛省はJAXAの監督官庁ではありません。JAXA法において監督官庁でない防衛省、直接の指揮権、命令権限はありません。すなわち、私的な契約関係にすぎないわけです。防衛省等による国の安全保障、これを支える重大な国家の責務を履行できる素地、法的な構造が脆弱なわけです。そして、そもそも、先ほどお話ししたように、研究開発機関であります。

今、政府が宇宙を戦略領域と認めて、定めて、強化するという方針であるならば、安全保障に特化したしっかりとした別の国の政府宇宙機関を整備する、あるいは防衛省が監督官庁に入る、予算を一括計上する、こうすることで人材も適正化することができるとですね。あるいは、宇宙庁ということもあるかもしれませんが、今の研究開発法人の人材逼迫を招く形で、外注による形で国の大事な安全保障ミッションというのはいかかなものかと思えますけれども、お答えください。

○国務大臣(木原稔君) 宇宙領域における能力というものは、防衛力を発揮する基盤であるとともに、国民生活にとってもこれは年々死活的に重要なものというふうになっていくと理解をしております。そのため、防衛省・自衛隊としては、戦略三文書に従って、我が国全体としての宇宙空間における能力の向上につながるべく、JAXAとの協力、連携を強化しているところであります。

JAXAは、安全保障分野でも活用し得る技術や能力を有しているとともに、委員御指摘のように、主務官庁ではありませんけれども、主務官庁であるかどうかにかかわらず、一つ一つ、これ契

約に基づき事業を請け負ってきているというふう

す。

事業の実施に際しては契約等により事業内容や責任を定めておりまして、御懸念には当たらないと思いますが、委員の御心配というのは、これは配慮に値するものだというふうに思います。

○水野素子君 ありがとうございます。

契約上の責務がというのは別に、やはり人材が、その本来業務、研究開発業務とは別の受託で行うことにより逼迫しているということ、そして体制が十分かということは今後もただししていきたいと思っています。

最後に、一問飛ばさせていただいたところに戻ります。

大臣所信における民間人材を含む幅広い層からの人材確保、これはどのような目的や分野、契約形態を想定しているのか。済みません、飛ばした件ですけれども、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) 優秀な人材確保というのは喫緊の課題であります。

防衛省としては、従来は新卒者をターゲットとしていたわけですが、そういった募集に加えて、民間での経験を積んだ方を来年度からキャリア採用幹部として募集、採用するなど、転職市場の活用も重視した採用を実施、そして育児等の事情により一度退職した元自衛官の採用数の拡大、また貸費学生制度の拡充による優秀な人材の早期確保などにより、幅広い層から人材確保に取り組んでおります。

さらに、昨年末に策定された防衛力整備計画において、専門的な知識、技能を有する人材を取り込むために柔軟な採用、登用が可能となる制度を構築することとされたことを踏まえまして、専門的知見を持つ外部の高度人材を最大五年間の任期で自衛官として採用する新たな制度を検討しております。

防衛省として、当該制度を可能な限り早期に実現しつつ、人的基盤強化のための有効な対策を講じ、幅広い層からの人材の確保に努めてまいります。

○水野素子君 先端の技術で国民の安心を守る、そして産業をつくる、そして是非とも現場の人を大事にする、そこを是非ともお願いいたしました。質問を終わります。

ありがとうございます。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。

初めての質疑なので、よろしく願いを申し上げます。

国連の日本の立場について最初質問させていただきます。

日本維新の会の馬場代表は、代表質問の際に、国際平和に責任を持つべく、国連安全保障理事会は、ロシアがウクライナ侵攻という国連憲章違反の暴挙に出たときに事実上無力であることが露呈していると発言しています。加えて、非常任理事国より任期が長く、常任理事国に近い権限を持つ国連非常任理事国の設立を検討してほしいと提案いたしました。総理は、いたしませんと明確にお答えしていらつしやいます。

総理は、九月の国連総会で、常任、非常任双方の議席を拡大することを提唱されました。そこでですが、議席を拡大することが日本の国連の立場としてどう役立つかと提唱していらつしやるのか、非常任理事国を新たに設置するより議席の拡大の方が日本の立場的に良いと思われる根拠と理由、もし仮に非常任理事国を設立したとしたら、そこにどのようなデメリットが出てくるかと考えなのか、この三点をお答えください。

○副大臣(堀井巖君) お答え申し上げます。

一九四五年に国連が創設されて以来、七十五年以上が経過しましたが、加盟国の数は約四倍に増えるなど、国際社会の構図は大きく変化してまいりました。しかしながら、安保理の構成はほとんど御案内のとおり変化しておりません。国際社会が歴史の転換点にある中、安保理の正統性と代表性を向上させ、国際社会の諸課題により効果的に対応、対処できるように、その改革を実現することが我が国にとっても極めて重要であると、まず

そのように考えております。

そして、そのためには、安保理の構成が現在の国際社会の現実を反映するよう、常任及び非常任の双方の議席を拡大することが重要と考えております。というのは、この考えは、G4と呼ばれる日本、ドイツ、インド、ブラジル、また、アメリカ、イギリス、フランス、アフリカなどを含む多くの国が支持をしているところでございます。このような観点から、御指摘のこの非常任理事国という案でございますけれども、現時点では我が国としては検討はしていないということでございます。

各国の利害も大変複雑に絡み合うものでございます。安保理改革というのは決してなかなか簡単なものではございませんけれども、引き続き、関係国と連携をしながら、安保理改革の実現に向けて粘り強く取り組んでまいりたいと存じます。

○石井苗子君 ありがとうございます。

日本は、今年から二年間、安保理の協議に関与できる立場にあります。日本の考えを発信していく良い機会だと思っておりますが、それには日本の立場を強くしていく必要があると思います。どのやり方がいいのかはまだ分からないという御発言でしたけれども、パレスチナ情勢を見ますと、十月二十六日の国連安保理で、停戦を求める決議案は否決されています。国連安保理が一致した対応を取ることでできない状態の中で、日本は、非常任理事国の立場のまま、パレスチナ情勢の鎮静化に向けて何ができるか。

ハマスの非難、人質解放、ガザ地区への食料、水、燃料、シエルト、医療の提供、国際法の遵守、エスカレーションや戦争拡大の防止、イスラエル政府とハマスの和平に向けた訴えの必要性と、上川大臣から六つ御提案がありました。これ以外に日本の立場でほかに何かできることがあるなら教えてください。

これ以上ないというお答えなら、五番目の戦争拡大の防止、六の和平に向けた訴えについて、日本は非常任理事国の立場から強く言えるものがある

る、交渉の準備というものがあるんでしたら教えていただきたいと思っています。

○副大臣(堀井巖君) 先日のG7の外相会合においては、今委員も御指摘ありましたように、六点ですね、まず一点目、ハマス等のテロ攻撃を断固として非難すること、二点目、人質の即時解放を求めること、三点目、ガザにおける人道危機に対処するための緊急の行動を取る必要があること、人道的休止及び人道回廊を支持すること、四点目、国際法、特に国際人道法の遵守が重要であること、五点目、紛争の更なるエスカレーションや拡大を防ぐ必要があること、六点目、二国家解決が公正で永続的な平和への唯一の道であることなどで一致したメッセージを発出したところでございます。これらの点につきましては、我が国として様々な場で強調をしてきておりまして、まさに安保理においても議論しているところでございます。

我が国は、イスラエル、パレスチナ双方と友好関係を築いてまいりました。中東各国に対して話ができる安保理理事国として、安保理がその責務を果たし、適切な意思表示を行うことができるよう、引き続き、他の理事国とも緊密に連携をし、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○石井苗子君 六つの提案のほかに何かありますかということで、際立ったものがないと思うんですが、この六つの中で、日本が今非常任理事国の中で一番強調して強く言えることというのは、医療の提供、特に医療の提供については正確性と緻密性、約束の遵守といったところで日本は相当世界に比較して優秀であるということを強く主張して、日本の言うことを聞かないと人道支援が滞るぐらいの発信ができる立場だと思っています。ここを、拒否権などを持つ特別な地位にある五大常任理事国に対しては、国連安保理理事会とは何のために何なのかということを日本ももっと強く主張していくことができるかと思っておりますが、ちょっと時間の関係で、また追って質問を続けてさせていただきます。

たきます。

次の質問に行きます。拉致問題について質問します。

私は新潟で、横田めぐみさんの同級生で拉致問題を考える会というのに協力をしております。同級生、五十九歳であります。決して若くはありません。

総理は所信表明で、拉致被害者の御家族の御高齢化があり、時間的制約があるとおっしゃっています。つまり、急がなくてはならないとおっしゃっているんですが、総理は、拉致問題に向けて新たなステージに引き上げるとおっしゃっています。岸田政権になってから二年、何も変化が起きておりません。

新たなステージとは、ストックホルム合意以来、具体的に何をされることを指しているのか教えてください。

○副大臣(堀井巖君) 我が国の方針でありますけれども、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化の実現を目指すというものであります。とりわけ、拉致被害者御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題はひとときもゆるがせにできない人道問題であります。全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現すべく、全力で果敢に取り組んでまいります。その上で、岸田総理は、これまで、日朝間の懸案を解決し、両者が共に新しい時代を切り開いていくという観点からの総理の決意をあらゆる機会を逃さず金正恩委員長に伝え続けるとともに、首脳会談を早期に実現すべく、総理直轄のハイレベルで協議を行っていきたいと考えていると述べてきています。

御指摘のその表現につきましては、このような認識の下、全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を包括的に解決し、日朝国交正常化に向けて一歩でも前に進めていくという決意を表現したものと承知をいたしております。

○石井苗子君 外交の基本は約束を守るといことだと思えます。その約束というのは、今努力をしていますという約束ではないと私は思います。

もう一度伺いますが、小泉総理時代、直接北朝鮮を訪問し、五名の拉致被害者の方と帰国されました。そのときに、小泉総理は、北朝鮮に直接どのような言葉で交渉し、何を約束してきたのか伺います。

○副大臣(堀井巖君) 小泉総理は、二〇〇二年九月の日朝首脳会談において、金正日国防委員長に対して、日本は国交正常化交渉に真剣に取り組む用意があるが、国交正常化を進めるためには拉致問題を始め安全保障上の問題など諸懸案に北朝鮮側が誠意を持って取り組む必要があること、また、北東アジア地域の平和と安定のために国際社会との間で対話を更に促進すべきであることを強調した上で、特に拉致問題や安全保障上の問題について北朝鮮の決断を強く促したところであります。

会談のこれ以上の詳細につきましては、今後の交渉に影響を及ぼすおそれがあるため差し控えさせていただきますと存じますが、この際に署名された日朝平壤宣言は、両首脳の議論の結果として、日朝関係の今後の在り方を記した文書であり、我が国として、同宣言において確認された事項が誠実に実行されることが重要であると考えております。

○石井苗子君 私は、それについて深いところをちよつとお伺いをいたしました。小泉総理は、そのときに明確に答えなかったことがあるようにございいます。

やはり、約束というのがどちらの国にとつて何のメリットがあるかということは大変重要でございまして、現在の被害者の方々は帰国を、いち早く帰国を望んでいらつしやいます。岸田総理が次に首脳会談を行つたら、家族が戻ってくるために何を約束してくれるのか、政府の交渉の進展を知りたがっております。そのメッセージが届いていない。

日本政府は、もしかしたら、この問題は決着が付いているがそうとは言えないので、ハイレベルでの協議、地域の平和と安定に大きく寄与する、日朝実りある関係を築くための直接交渉とお茶を濁しているのではないかという意見ももっております。そうでないなら、被害者帰国について何を追求していくおつもりなのか、御答弁をお願いいたします。副大臣の言葉を私は新潟の友に伝えますので、よろしくお願いいたします。

○副大臣(堀井巖君) 我が国の方針は、繰り返しになりますが、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指すというものであります。そのためにも、岸田総理自身、金正恩委員長との首脳会談を実現すべく、総理直轄のハイレベルの協議を進めていく考えであると従来から述べてきていますところであり、政府として北朝鮮側に働きかけを行つてきております。

これ以上の詳細につきましては、今後の交渉に影響を及ぼすおそれがあるために明らかにすることができませんが、北朝鮮側に対し、引き続き更に働きかけを行つてまいりたいと存じます。

○石井苗子君 一応、議事録の言葉をそのままお伝えしますけれども、やはり努力を続けてまいりますということ以外には、ハイレベルとか新しいステージとか言っていますが、安倍総理、トランプ元大統領の間以降、何が進んだのかは機密だといふふうに言っているというようにお伝えします。

次の質問は尖閣諸島についてです。
資料を提供させていただきましたが、前回、維新の松沢議員が、中国に一月の猶予を与えて、それでも撤去しないんだつたら日本が強制撤去できないものかという御発言があつて、上川大臣は法の支配の遵守という言葉を出されました。条約を読みますと、そこには許容規定や禁止規定の明文文化ありません、存在していません。UNCLOSと言うらしいですが、国連海洋法条約に規定が

なく、個別具体的に状況に応じた検討が必要であるということなんですが、であれば、諸外国で海のブイの位置に伴う個別具体的なトラブル、解決方法があったのかなかったのか、その辺の情報は収集していらっしゃいますでしょうか。

○政府参考人(實生泰介君) お答えいたします。

外務省において、海上における第三国間の係争についても平素から情報収集は行ってきたところでございます。

○石井苗子君 海外において海上におけるブイのトラブルが発生したときに、条約に基づいて法の遵守に従い、このブイをどのように解決したのかという個別具体的なトラブル解決方法の情報がありませんか。

○政府参考人(實生泰介君) 先ほど申しましたように、海上における第三国間の係争について情報収集を行ってきたでございますけれども、そこでのような情報を収集したかということについて、対外的につまびらかにすることについては、今後の対応についていろいろ影響がございますので差し控えたいと思います。

○石井苗子君 法の遵守に基づいてと言っております。何の今後の対応に差し支えがあるのか、よく理解できません。何々国は何々のこういうときにこの法の遵守のどこを照らし合わせてどうしたのかということが収集がないと、そういうお答えとして結構でしょうか。

○政府参考人(實生泰介君) 海上における第三国間の係争について、平素から情報収集は行ってきたでございます。

○石井苗子君 あるんですね。情報はあるけど、開示できないと。

海洋法に関する国際連合条約、ユナイテッド・ネーション・コンベンション・オン・ザ・ロー・オブ・ザ・シーという、UNCLOSというのはこういう条約でございます。国際の慣習法として確立されている内容で条約の形で作成する法典化条約の場合に用いられるということで、実に内容が曖昧な条約です。法の支配は、こうした曖昧

模糊とした緩い決まりになっているのがUNCLOSですので、なので許容規定や禁止規定の明文化がないわけです。

それは資料で見ただけでもそうなんですが、EEZというところとそうでないところというので、どのように解釈する、大陸棚を自分たちの領域と解釈するというのは中国側の解釈なんです。お互いがそういう解釈をして緩い決まりになっています。ですから、中国側としては、このUNCLOSを勝手に解釈して主権的権利、管轄権を有していると言っちゃまないという状態です。

そこで、日本があくまでも法の支配に従うという日本政府の基本的な態度を主張していらっしゃるんでしたら、では、日本政府は、法の支配に基づいて強く言える何か策があるのかないのかお伺いします。あるいは、この条約を変えるということですね、実に曖昧ですから、この策があるのかないのか。中国がブイを撤去しないんだったら、この法律に基づいて何かバーター的なことができるというような策が、政府の策があるんだったら御紹介ください。

○政府参考人(實生泰介君) お答えいたします。まず、当該海域ですね、日中間の海洋境界が未画定であるところ、日中双方は、国連海洋法条約第七十四条三に従い、最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う義務があり、中国による今回のブイ設置は、こうした境界未画定海域における国際法上の義務との関係で問題があるというふうに考えております。

そして、条約を変えられないかという御指摘がございました。国連海洋法条約ですね、海洋の包括的な枠組みを定めるものでありまして、約十年間の交渉を経て採択され、各国の様々な利害のバランスの上に成り立っております。

また、同条約を改正するには、原則として、締約国の二分の一以上の賛成によって改正案を審議する会議を招集し、かつ、同会議において、出席し、かつ、投票する国の三分の二以上の賛成を得

る等の必要があるのですが、コンセンサス方式での合意に達するよう、あらゆる努力が尽くされるまでは改正案についての投票は行わないということになっているなど、厳しい条件が課されているところであります。このため、現時点の改正というのは困難と考えております。

その上で、我が国の対応についての御質問がございましたけれども、我が国としては、引き続きあらゆる機会を捉えて中国側に対しこのブイの即時撤去を強く求めていくとともに、当該海域において関係国が有する権利及び義務、また我が国内法令や当該ブイが船舶交通や我が国漁業活動に与える、与え得る影響等も含め、踏まえ、どのような対応が可能か、関係省庁間で連携して引き続き検討を進めていく考えでございます。

○石井苗子君 関係省庁間で検討すると今おっしゃいました。

この利害のバランスというのを考えての条約で、交通の便、漁獲の侵害に対する影響というのを考えていくというんですが、あのブイですけれども、この部屋の中の四分の一ぐらいの大きさがあります。円形。それを、船で引っ張ってきたっていうんですね。下ろして、おもりを付けて、多分揺るがないようにするためには時間掛かったと思うんですが、そんなことをやっている間、誰も気が付かないし、誰も何をやっているんだこでと言わなかったというのが現実でございます。

そのときに、じゃ、今のうちに、なかなか改正ができない条約で、中国に対して撤去を求めるということは強く抗議をしていくが、じゃ、あそこブイを置いて何をしているのかということなんです。

撤去できる法的支配を見付けてほしいと思いましたが、それでも、今の御答弁だと無理だと思いたすので、それでは、今日、内閣府総合海洋政策推進事務局の方に来ていただいております。

報道によれば、海上保安庁から、投下後、ブイは、気象、水温、波のデータなどを人工衛星で拾い、中国の海警船の行動や軍事行動に用いること

ができると聞いたとあります。一方的に中国にデータを収集されるだけでよいのでしょうか。せめて日本としてもデータを収集するぐらいすばいとい私は思うんですが、何が収集されているのかということ、海上のブイから海洋情報を収集する能力を日本は持ち合わせているのかどうか、お伺いします。

○政府参考人(木原晋一君) お答え申し上げます。

一般論として、我が国においても、ブイを用いて気象、波浪などの海洋データを収集する技術は実用されておりまして、運用されていると承知しております。

この当該海域を含め、我が国の排他的経済水域においては、各省庁がそれぞれの行政目的に応じ海洋データを取得しているところでございます。必要に応じ適切にデータの収集が実施されると理解しております。

○石井苗子君 先ほど、漁獲にどのくらい影響があるかとか、交通の便にどのくらい不便を生じるかということ、各省庁が連携してこれから見ていきますというふうにはつきりおっしゃった。次に、ブイで情報を収集する、データを、情報を収集する能力ぐらいはあるんだというお答えがありました。

そうすれば、中国に強く抗議をするというだけじゃなく、必要ならばこの条約に基づいて、気象庁、海保、資源エネルギー庁、水産庁、環境省、今、水産庁と言いましたね、水産省、環境省が、あつ、庁でいいんですね、庁が、内閣府の海洋政策として連携して、日本もそこにブイを置いて中国と同じ情報を入手するぐらいの能力があるというふうな理解して、もしこの各省庁が必要であると、どこが必要であると思ったらブイをそこに置くこともできますか。やるじゃなくて、できますか。

○政府参考人(木原晋一君) 先ほど御説明しましたとおり、海洋データの収集というのは各省庁の行政目的に応じて実施されておりますので、各省

庁において当該海域における必要性があれば適時適切に実施されるものと理解しております。

○石井苗子君　だったら、その交通の便を邪魔しているとか、海路のところですね、あと漁獲に対して非常に邪魔であるとかというようなことがもし今後判明したら、そのブイをそこに置いていかなるデータを取っているかということでは日本も中国に知らせることなく置くことができますか。

○政府参考人(木原晋二君) 当該海域において必要性があると各省庁において認めれば、適時適切にデータの収集ということが実施されるというふうに理解しております。

○石井苗子君 私は、国民の皆様にそのくらい発表してもいいと思います。ただ中国に抗議してはいますがなかなかかきませんみたいなことではなく、もし必要ならば我々だってそこで情報を収集することもできるぐらいのことを、もしできるんだったら、やること、やる能力があると。

それが中国に対して何か外交的に大きな問題を
生じるといふことがありますでしょうか。

最後の確認なのですが、どなたかお答えいただけますか。

○政府参考人(實生泰介君)　そういった調査を行うかどうかということについてはたいたいま別途答弁があったところでありますけれども、本件について、中国に対してブイの即時撤去を求めてきていて、中国に対してブイの即時撤去を求めてきているところでありますけれども、その他どのようなやり取りを今後中国との間でやっていくのか、ないしは本件それ自体の対応については、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

今後のいろいろな対応についてのご意見を、この場でこういうことをするということを明示的に申し上げることについては差し控えたいと思います。

○石井苗子君　その個別具体的なという最初のところなんです、私は、日本国として毅然たる態度を取るといふ意味において、日本もそこにプライを持っていつて海洋情報の収集ぐらいできるが、必要ないと発表、それは今必要ないと思つてゐる、

やろうと思えばできるといぐらいの報道があつてもいいと思つております。

時間の関係で、ふるさと納税の産地偽装問題についてお伺いいたします。

資料にありますように、ふるさと納税というのは、日本に寄附文化というものを定着させたシステムとして仕組みはよくできていると思っております。にもかかわらず、返礼品競争の過熱化によって今年になって返礼品の産地偽装事案というのが何件も報道に載っております、これは、返礼品というのはルール上地場産品に限ると、これが基準になっております。

そこで、総務省にお答えしていただきたいんですが、再三の注意があつたにもかかわらず産地偽装が起くる原因というのはどこにあるとお考えでしょう。どこが悪かったのか、そのことを調査してペナルティーを科すというようなことまでお考えでしょうか、併せてお伺いします。

○政府参考人(鈴木清君) お答えをいたします。
ふるさと納税の返礼品となっている物品について産地偽装がされているものがあつたということにつきましては、大変遺憾でございます。

ふるさと納税につきましては、対象となる地方団体を毎年国が指定する制度が設けられており、その指定基準の一つとして、各地方団体が提供するふるさと納税の返礼品は区域内で生産されたものなどに限るといふ地場産品基準が設けられています。

産地偽装が起きる原因についてお答えするのは難しいですが、指定を受けた地方団体は指定を受えている期間を通じて指定基準に適合する必要がある旨は、累次の通知で明示しております。

各地方団体においては、自団体が提供する返礼品等が指定基準に適合していること等を常に確認し

ていたことが重要であると考えております。
委員からペナルティーについてお尋ねがございました。

地方税法に定める基準に適合しなかったときには、地方団体の関与の態様や受領した寄附金

の額等も勘案しつつ、指定を取り消すこともあり得る制度となっております。また、産地偽装を行つた事業者に対しては、関係法令等に基づきしるべく対応がされるものと認識しております。

今後とも、ふるさと納税制度が本来の趣旨に沿つて適正に運用されるよう、このような事例が発生していることも踏まえ、機会があるごとに地方団体に対して、返礼品の内容確認を含め地場産品基準の遵守を徹底するよう呼びかけてまいります。

○石井苗子君 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

よく調べますと、これは、どこが悪いとい
て、自治体が悪いわけじゃないんですね。か
とって、じゃ事業所が悪いかというそもそ
なくて、皆さん、カタログのように返礼品
があるか調べていらつしやると思いますが、
シャインマスカットなんて、私、前農水に
おりましたけれども、どこが産地かという
ような、イチゴもそうですけれども、より
も、シャインマスカットが欲しいんですね。
シャインマスカットの原産品なんてい
っても、そんなよく分からないんです。
はつきり言って、どこで育っているのか。

なので、私は、返礼品の地場産業の違反があったからふるさと納税システムにペナルティーを与えて、今盛り上がりつつあるのを意気消沈するようなことをしろと言っているんじゃないんです。私が訴えたいことは、そこにあるんじゃないんですよ。ふるさと納税をしている方が、ふるさとやそのほかの地域、どこでもいいんですが、何の事業に役立っているのか、寄附がふるさとでどんな役に立っているのかを知るべき、もっと知るべきだと申し上げているんです。

だから、返礼品の競争があつて、みんなが注目している。注目しているんだつたら、今返礼品のことしか話題になっていませんが、ここにそのふるさと納税のシステムの問題の根幹があると思うんですね。寄附がどんな役に立っているのかという点についてのPRが足りない。どうお考えで

しょうか。返礼品合戦から自治体のふるさと活性化合戦にイメージ転換できるような工夫を何かお考えでしょうか。

寄附というのは、そもそも自分が出したお金がどう動いているのかということで本来は気持ちよくなるはずなんです。それが返礼品が何であらうかというところばっかりに注目が行っています。が、何かもつと大事なことを忘れてないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木清君) お答えをいたします。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自分の意思で決めることを可能とするものとして創設された制度でございます。

委員御指摘のとおり、寄附金の使途は重要でございます。近年では、ふるさと納税の募集の際に使途を具体的に明示したクラウドファンディング型ふるさと納税も着実な広がりを見せております。令和四年度実績で七百八十四事業、約百八十四億円の寄附が寄せられ、子供食堂等の子育て支援や地域で途絶えていた伝統行事を再開させる取組、被災地支援など、地域課題の解決のために活用されております。

また、総務省といたしましても、各地方団体に對しまして成果等の公表を促すということに加えまして、総務省ホームページにおきまして、ふるさと納税の優良事例や、各団体が寄附金を活用して実施した主な事業について公表を行っております。

今後とも、各地方団体と納税者の皆様の御理解をいただき、ふるさと納税制度が本来の趣旨に沿って適正に運用されるよう取り組んでまいります。

○石井苗子君　ありがとうございます。

さとするのCOMMERシャルというのをテレビでたくさんやっていきますけど、パーベキューばかりやっていきますね。そうではなくて、例えば、自分がかどこそこにするさと納税をしたら空き家がこののようになったというようなPRの仕方とか、自

分がやっているふるさと納税が、人と会ったときに、どこそこやっている今どうなっているんだという話ができなきやいけないと思うんです、納税者も、話がですね。今のPRですと、誰が見ているのかよく分かりません。

中にはどういうことに役立てたいですかというふうに聞いているというお話も、総務省がね、そういうアンケートを取っているというのを聞きました。そのときに市長に任せるところにチェックするというのもあるらしいんですが、それもいいですけども、彼らが自分のふるさとの活性化にどんなことをしてほしいかというようなものももっと集めて、こうしているというようなCMも流せるぐらいの、ふるさと納税システムが日本で寄附文化を定着させたはしりとなったというようにこれをこれからも総務省に励んでいただきたいと思います。

時間が来たので終わります。ありがとうございます。

○**榛葉賀津也君** 国民民主党・新緑風会の榛葉賀津也でございます。

数え切れないほどの命がパレスチナ、イスラエル双方で失われています。テルアビブで一年、エルサレムで二年、かの地の皆さんとともに生活をした自分にとって、本当に胸が引き裂かれる思いであります。イスラエル、パレスチナ双方に私は少なからず友達がおって、その友達から連日のようにいろんな情報が寄せられるんですけども、共通するのはイスラエル、パレスチナ双方の共通の敵がハマスであるということであります。さきの委員会で上川外務大臣がハマスはテロリストだと明言したことに私は感謝申し上げ、それを前提にお話をしたいと思います。

実は、今日、幾つかの資料を配付しようとしたしました。日本の報道は余りにもバイアスが掛かっている、正しい現地の情報が余りにも欠如していると思います。無論、ガザで起こっていることは、無辜の市民や赤ちゃんが亡くなっている、耐え難いことであります。これは人種や国は関係

ない。しかし、それと同様に、ハマスが最初イスラエルで何をやったかと。私のところには、もう見るに堪えないような写真や映像、たくさんかの地から来ています。イスラエルからではなくてパレスチナからも来ています。ただ、これを今日配付をしてこんなことがあったんだと言っても、ハマスと同じ土俵にのらで憎しみの連鎖になるだけですから、今日、配付をやめました。

しかし、ハマスがイスラエルの赤ちゃんを惨殺し、妊婦さんのおなかを切り開いて胎児を出して、引きずり出して双方殺す、生きている兄弟を、ちっちゃい兄弟です、生きたままバーナーで焼き殺して黒焦げになっている、集団レイプをしてそして射殺すると、ごまんとそういう映像や情報があるんですね。そういう現状も私は知ってほしいと思いますが、今日は配付をやめました。そんな写真を見たところで現状は変わらないからであります。

ただ、是非分かってほしいのは、こういうひどいことをやったのは、パレスチナ自治政府でもファタハでもパレスチナ人でもなく、ハマスのテロリストなんです。このテロを絶対に許してはならないと思っています。少なからず、多くのパレスチナの友達からも、もううんざりしている。イスラエルにうんざりかと思ったら、当然それはある、しかしそれ以上に、それ同様にハマスにうんざりしていると言うんですね。ハマスは全く自分たちを助けようとはしてくれていないと。そして、アッバスも高みの見物ですよ。

最初に、ハマスは、我々の、パレスチナ人を代表するものではないと、アッバスは、ファタハもですね、自治政府がパレスチナを代表するものであって、ハマスはパレスチナ人を代表するものではないと明言したにもかかわらず、翌日、この言動は削除されました。そして、今、西洋各国から、特にドイツやスウェーデンから、ハマスをテロとしつかり認めないとパレスチナ自治区に対する支援ができないぞと言われても、今だんまりです。アッバスもつらい立場かもしれませんが、こ

こはパレスチナ自治政府も私は問われていると思っています。

ファタハの、もとい、ハマスのトップは実はカタルのドーハにいて、五つ星の生活しているんですよ。資産数千億ドル。そして、ナンパツィーが先日インタビューにに応じていましたが、拘束している人質は民間人と兵士に分けられ、兵士は戦争捕虜で、拉致した民間人はハマスのゲストだと言っているんですね。めちゃくちゃですよ。

そして、ロシアのメディア、ロシア・トゥデイという取材においては、ロシアのインタビューが、ガザの地下に五百キロものトンネルがあるんだから、パレスチナ人をかくまったらいいじゃないか、命助けたらいいじゃないかと、なぜしないのかという質問に対して、地下トンネルはハマスの戦闘員のためのものであって、ガザ市民を助けたりかくまったりするためのものではないと、我々にパレスチナ人を守る義務はなく、その責任は国連にあると言っているんですね。これもめちゃくちゃですよ。つまり、ハマスは、パレスチナ人を、ガザにいるパレスチナ人を何が何でも守るんだという気持ちはないということでもあります。

イスラエルは日本同様に民主主義国家です。とんでもないことをやったら政権が替わる、選挙で負ける。そして、アメリカにとつたら日本同様の最大の同盟国です。しかし、それ以上に、イスラエルは多くのパレスチナ人やアラブ人とともに生活しています。アラブ人も選挙に行けて、国会議員もいます。一緒に学校に行つてサッカーやって、イスラエル人とパレスチナ人が恋愛して結婚することもあります。もうみんなうんざりしているんですね。

そして、このハマスが、人を盾にしてですよ、学校や幼稚園、保育園、モスク、そして国連機関のすぐ横に軍事基地やミサイル発射台を置いてイスラエルに攻撃している。結果、被害がそちらに及ぶということになっています。

そして、北部のトンネルがほとんどハマスの基

地ですから、ですから、イスラエルは北部から南部に移ってほしいと。で、ここに実はまだ人質が、ほとんどが北部のトンネルにいます。パレスチナ人もいます。これを人の盾にしてハマスは戦っているんですね。それがテロリストのやり方であります。外務大臣はこれをテロだと断じてくれた。

外務副大臣にお伺いいたしますが、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書第十二条、これは医療組織の保護でございますが、この一に何と書いてありますか。

○**副大臣(堀井巖君)** ジュネーブ諸条約第一追加議定書第十二条の一は、「医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない」と規定しております。

○**榛葉賀津也君** そうです。だから、これが戦時国際法、つまりはジュネーブ条約にイスラエルが違反しているのではないかと、医療組織を攻撃しちゃ駄目なのになっているじゃないかと。冒頭の質問で別の議員もそういうことをおっしゃっていました。しかし、その前提は、ここにある医療組織が軍事組織ではないという前提ですね。

副大臣、同条の四には何と書いてありますか。

○**副大臣(堀井巖君)** 同条四でございますが、「いかなる場合にも、軍事目標を攻撃から保護することを企図して医療組織を利用してはならない。紛争当事者は、可能なときはいつでも、医療組織が軍事目標に対する攻撃によってその安全を危うくされることのないような位置に置かれることを確保する。」と規定しております。

○**榛葉賀津也君** そうです。ハマスは、病院の地下を基地にしたり、病院の施設の横に若しくは施設内にミサイルランチャーの発射台を置いたり、意図的にやっているんですね。パレスチナ人の命を盾にして実はイスラエルを攻撃している。

まさにハマスが完全にこのジュネーブ条約に違反しているんじゃないですか、外務副大臣。

○副大臣(堀井巖君) ハマスが国際法上どのような主体であるかということについて明確なまだ位置付けをできるのは、するのは難しいところがございますけれども、いずれにいたしましても、この国際法及び国際人道法上の規定に基づいて、無辜の民間の方々の命がしつかり守られるべきだということとは我々は常に訴えているところでございます。

○榎葉賀津也君 今大臣がお答えいただいたように、紛争当事者は、可能なときはいつでも医療組織が軍事目標に対する攻撃によってその安全を危うくすることのないような位置に置かれることを確保すること。全く確保していかないわけでありまして、いや、むしろこの医療組織を隠れみのにして、まさにテロを繰り返しているというのが現状であります。

引き続きお伺いしますが、ジュネーブ条約並びに追加議定書に明記された区別の原則と均衡の原則、これを分かりやすく御説明いただきたいと思えます。

○副大臣(堀井巖君) まず、区別原則でございます。これはジュネーブ諸条約及び第一追加議定書で規定されたものでございしますが、まず区別原則。国際人道法上の区別原則に関し、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第四十八条では、「紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。」と規定しています。

次に、均衡性の原則でございます。また、国際人道法上の均衡性原則に関して、例えば同追加議定書第五十一条5(b)は、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民

用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃を無差別な攻撃と規定し、禁止しています。

○榎葉賀津也君 ということは、軍事作戦に利用された民間施設は法的に軍事目標とみなされるという解釈でいいんですね。

○副大臣(堀井巖君) 基本的にそのとおりだと思います。

○榎葉賀津也君 そして、その均衡の原則ですけれども、重要な軍事施設と認められると、被害があってもこれ攻撃が違反ではないという解釈でいいんでしょうか。

○副大臣(堀井巖君) 被害があっても違反ではないということの、その現実がどのようなことが起こっているかということもあると思いますけれども、今申し上げた均衡性の原則というのは、過度に引き起こすことが予測される攻撃ということを無差別な攻撃と規定し、禁止しているところでございます。

○榎葉賀津也君 まさにそのやっぱ度合いだと思ふんですね。この判断が極めて難しい。

イスラエルもイスラエル兵士も究極の選択を迫られているわけですよ。ここに信じられないような、我々からは想像を絶するようなリアリズムがここにあるわけです。私は、一刻も早く拉致された人質が全て解放されて、このお互いの攻撃、爆撃を収めなければならぬと思っています。ですから、国際社会がワンボイスで、ハマスのテロは絶対に許さないとということを言わなければならぬと私は思います。

ガザにはいわゆるUNRWA組織が数多くありますけれども、UNRWAのガザ支部、この職員の数と、そのうちのパレスチナ人の職員の比率というのはどうなっているでしょうか。

○政府参考人(岡野結城子君) お答え申し上げます。

UNRWAによりますと、二〇二二年十二月末時点のUNRWAガザ支部全職員数は一万一千九百八名、そのうちパレスチナ人職員は一千百、八百、済みません、申し訳ありません、一万一千八百九十人、割合は九九・八%とのことです。

○榎葉賀津也君 いわゆるUNRWAの国際機関

の職員の九九%はガザのパレスチナ人なんです。ね。で、我々や国際組織、国際各国が送った資金は、ガザだけではありません、アンマンにもあるし、ラマツラーにもありますし、レバノンにもありますし、シリアにもあったかな、幾つかに支部があつて、それぞれ運営しています。

これまた後日、私やりたいと思いますけれども、このUNRWAのガザ支部が極めて透明性が曖昧なんですね。私も現地の方に聞いたら、そこには多くのUNRWA職員が行っているんですが、その組織のすぐ横がいわゆるハマスの基地になつていて。このUNRWAから、ハマスがジュネーブ違反、だって、トンネルの階段があつたり武器が置いてあるんですから、病院や学校に。それUNRWA組織のすぐ横に、写真も全部ありますよ。それを多分分かつているはずですよ。

この国連組織UNRWAから、ハマスのジュネーブ違反やつていふぞと、こんなことやつていふよという報告あります。

○政府参考人(岡野結城子君) 十月十五日にラザリー二UNRWA事務局長が発言ということで、イスラエルに対するハマスの攻撃について、この攻撃と人質の奪取は国際人道法の明白な違反であると述べたと承知しております。

○榎葉賀津也君 今回ではなくて、かねてより、例えば水道施設を設備しなきゃ、水道設備を設備しなければならぬので、世界各国からパイプラインとか様々な物資が、セメントがガザに運ばれています。しかし、それが本来の目的ではなくてトンネル工事に使われたり、水道管のパイプがロケットに加工されたり、そういう事実があるわけですよ。そういった通報というのはUNRWAから上がっていますか。

○政府参考人(岡野結城子君) UNRWAを含めまして国際機関を通じた案件を実施する場合に、当該機関から定期的な事業の進捗報告、事業完了時の財政面を含む事業完了報告等を通じて資金の使途を確認をしているところでございます。

今おっしゃったような事例については、この確認の中では上がってきてはおりません。

○榎葉賀津也君 私は、UNRWAのお金の流れをしつかりしないと、本来パレスチナ人の子供たちや人々に行くはずが、トンネルでハマスに行つてテロの資源になつていたら、これ大変なことです。UNRWAの学校の職員なんかも、明らかに反イスラエル教育やっています。これでは何の解決にもならないと思うんですよ。

よくテロリストは歴史を引っ張り出して、その延長上にこのテロがあるんだ、だからこのテロは正当化されるんだと言うけど、そんなこと言っていたらテロリストの思うつぽですよ。最初に今回攻撃したハマスが悪いに決まっているじゃないですか。

そもそも、ユダヤ人とアラブ人は同じエイブラハムお父さんを父に持つ兄弟ですよ。何千年も戦争なんかやっていなかった。つい近年、シオニズム運動でかの地にイスラエルを建国しようという運動が始まつて、やつと、一九四八年に中東戦争が始まつて、そこからですから。その前までずっと仲よくやっているんです。むしろ、十字軍とかナチ・ドイツとかキリスト教の方がよっぽどユダヤ教には厳しかった。今でもあのイランで、イランはイスラエルの国を抹殺しようと言っている。しかし、そのイランではユダヤ人のコミュニティがしつかりと存在して、イラン人とともに生活をしています。宗教問題でも何でもありません。ひもといつたらイギリスと国連が悪くなりますよ、こんなこと言つたら。

だから、歴史をひもといつてどうこうではなくて、このテロを絶対許さないと、そしてこの資金の流れがテロに行つていふようなことを、我々だって莫大な税金をUNRWAに、ガザに送っているわけでしょう。今回も支援を表明した。その透明性というのは、どのようにきちっと外務省とすると確保しようとしていふんです。

○政府参考人(岡野結城子君) お答え申し上げます。

一部繰り返しになりますけれども、支援につきましては、その関係機関からの定期的な事業進捗報告などにおきまして資金の使途を確認をしているところでございます。

今回の支援につきましても、現在ガザ地区にはなかなか入れない状況にありますけれども、入れるようになったときには、きちんと支援がどのように実施されているかということは確認していきたいと思っております。

○榊葉賀津也君 今おっしゃったその報告書は、どこからどこに上がっているんですか。外務省にあるんですか。

○政府参考人(岡野結城子君) 事業進捗報告や事業完了報告等、これは国際機関から外務省の方へ上がっております。

○榊葉賀津也君 是非その中身を私精査したいと思えますけれども、外務省、協力してくれるでしょうか。

○政府参考人(岡野結城子君) お答えいたします。

どこまでが対外公表できるものかわかりませんが、持ち帰って検討したいと思えます。

○榊葉賀津也君 いや、我々の税金です。我々の税金と善意で無辜のパレスチナ人の若しくはガザの皆さんを助けようと思ったら、それがハマスに行つて今回のミサイル発射につながっているかもしれない。当然、我々がそれを調べる義務があるし、外務省はそれをオープンにして説明する責任があると思えますよ。そうじゃないですか。

○政府参考人(岡野結城子君) 恐縮ですが、後ほどお返事させていただきますと思えます。

○榊葉賀津也君 副大臣、これは是非政治の判断が必要です。これはしっかりと負の連鎖がずうっと行きますよ。我々はしっかりとこのハマスのテロに対して毅然と対応する、そのことを最後、副大臣の決意をお伺いして、質問を終わりたいと思えます。

○副大臣(堀井厳君) 今委員から御指摘がいただきましたこのハマスによるテロ行為、これは断じ

て許せないということで、我々も断固として非難をしてきております。

その上で、国際法、国際人道法にのっとって、無辜の民間人がこれ以上殺りくされるなどのことがないように、政府としてしっかりと全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○榊葉賀津也君 ありがとうございます。

○委員長(北村経夫君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長(北村経夫君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、塩田博昭君が委員を辞任され、その補欠として三浦信祐君が選任されました。

○委員長(北村経夫君) 休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松川るい君 ありがとうございます。自民党の松川でございます。

今日は、堀井副大臣そして宮澤防衛副大臣ということで、ちよつと、何というのか、グローバルサウスに引き付けた話をしてみたいと思っております。

というのは、今、世界では、ウクライナ戦争、そして中東情勢、また、紛争ではありませんけど、非常に米中が台湾であったり南シナ海をめぐって緊張状態が続いているという、世界の三つのフロントがある。この中で、例えばロシアに対する制裁決議の結果とか今回のハマス非難決議の結果とかを見ても、やっぱり世界は多極化しているんだろうというふうに我々は思わないといけないんじゃないかと。

なので、いわゆるその米欧とかパース中口ではなくて、多くの、全然利害関係が全くそれぞれ違う、グローバルサウスと呼ばれる大きな固まりにはなっていない、ばらばらの固まりの、ばらばらの固まりという言い方がおかしいですけど、そういう国々が非常に重要性を増している。その筆頭はインドであり、例えばインドネシアであり、ブラジルであり、トルコであり、ASEANであり、いろんなところが入るわけですが、みんなそれぞれ利害が違う、地域も違うということでありまして、日本は、こういう世界の中で、じゃ、米中のそのパワーバランスが拮抗していく中、つまりアメリカだけ頼っていれば済んだ時代がもうはるか昔に終わりつつある中でどういうふうにしていくのかということだと思っております。

そのときに、日米の連携、同盟を強化することは当然として、それに加えて、しっかりとクアッドであるとか、それから今回総理もフィリピンとかマレーシアにも行かれたり、フィリピンには十二隻の戦艦も沿岸警備隊に供与をするなどして、様々な形でこういうASEANその他の国にすばらしい外交を戦略的に繰り広げていただいていると思うんです。

今日私が取り上げたいのはASEANなんです。が、グローバルサウスってたくさんありますけど、やっぱりインドとASEANは別格だと私は思っております。それはなぜかというと、地図を見れば明らかで、この委員会でも第一列島線連携の話を見せていただいたことがあると思うんですけど、日本も島国ですので、石油は、中東からインド洋を通じて、マラッカ海峡を通じて、南シナ海を通じて、台湾がバシー海峡を通らないと日本にはたどり着かないわけでありまして、多くのパルクの食料であろうと何だろうとも同じでありますので、そういう意味でシーレーン防衛というのが非常に今大事だという観点で、前回、前々回の委員会でも、ここに、韓国も同じ立場なんですけど、韓国、日本、台湾、フィリピン、インドネシ

ア、インドにつながるところがとても大事で、それぞれの能力を上げることが日本にとって非常に大事だという話をさせていただきました。

そこでなんですけれども、この今いる世界だけじゃなくて、今から、じゃ、二十年後の世界はどうなっているんだろうかということを考えたときに、明らかにインド太平洋の時代だと思っております。インドは中国を人口でもう抜きましたが、何年かという見通しについては差はありますけれども、日本がドイツにGDP抜かれただけじゃなくてインドが抜くだろうという見通しがある。もう一つは、十年から十五年の間、今の経済成長が続けばインドネシアが今度は日本を抜く、そういう経済発展をした国になるだろうと。

で、今度、二〇五〇年までの見通しになると、もはやこれは当たるも八卦になってくるんですけど、そういうインドやインドネシアというのが非常に発展をしていく、こういう地域に我々隣り合っているということでもありますので、これまでのその日本の立ち位置、日米同盟があるけれどもアジアの一員であった、これまでの歴史的に培った信頼関係であるとか、アジアの一国である文化的背景とか、まあ立ち位置ですね、これ地理的な部分も含めて、やはりそういう独自性を持った外交ということを展開する必要がある、対米追従じゃ駄目だということだと思っております。

そこでです。今とてもよい外交を展開していただいていると私は本当に高く評価しているんですが、日米韓とかASEANに対する、上川大臣、そして岸田総理ももう十一月に行つてこられた。で、次に、この先にあるのが来月の十二月十六から十八にあります日・ASEAN特別首脳会議でございます。これ、五十周年記念なんです。実は、済みません、話が長くなつて。五十周年なんですけど、一番最初に始めたのは三十周年のときで、二〇〇三年です。私は、その二〇〇三年の三十周年で初めてASEANの国の域外に、つまり東京で特別首脳会議を開催するというときの担当官だったんです。

そのとき、実は、二〇〇三年つて日中は日本の方がGDP二倍ぐらいだったんですよ、まだそのとき。二〇一〇年に抜かれるんです。日本は、ASEANに対して二〇％の、この次のページのこれなんですけど、貿易のシェアを持っておりました。ただ、そのときからもう近々中国に抜かれるのが分かっていって、こっちは、GDP、つまり経済的影響力ではASEANに対して抜かれる日は、ASEANとの関係で中国に抜かれる日は来るけれども、歴史的なつながりであるとか関係というのにおいて日本は一番信頼感を得ているということを外に知らせることによってASEANとの連携を強めようという、そういう発想で始めたんですね。

二十年たつてどうなったかというと、さっき言ったような経済発展であつて、いわゆる途上国に対する支援であつた二十年前と違って、もうASEANは分野によっては日本より進んでいるところもあるような部分もありますし、本当に対等なパートナーをして、新しい発想でASEANとの連携というのをこの五十年の節目につくらないといけないんだらうと思っております。

そこで、堀井副大臣にお伺いしたいのですけれども、今回のASEAN五十周年の特別首脳会談において、日本政府としてはどういう戦略で何を達成したいと思つていらっしゃるのか、教えてください。

○副大臣(堀井巖君) 申すまでもなく、ASEANは日本にとつての伝統的なパートナーであり、良好な日・ASEAN関係は日本の平和と繁栄のために不可欠でございます。

来月に東京で開催するASEAN特別首脳会談におきましては、委員も御指摘いただきましたが、過去五十年にわたる交流を通じて培った日本とASEAN諸国との間の信頼関係をしっかりと将来につないでいこうということで、新たな協力のビジョンを打ち出すとともに、幅広い具体的協力の実施計画を発表し、日・ASEAN関係の一層の強化に向けた次世代の方向性を示したいと考

えております。

また、この日・ASEANの信頼関係の礎は、やはり心と心のつながりであるというふうに存じます。この心と心のつながりをしっかりと強めていく様々な交流が将来に引き継がれるように、取組を更に推進していく機会としたいと考えております。

○松川るい君 ありがとうございます。

まだ何か中身がそんなに、これがこれということではないのかもしれないんですけど、この二十年の変化の中で、もう一個は、実は中国が強大化して南シナ海に対するプレッシャーが上がったということもこれありまして、経済関係では、この図にあるように、もう二〇〇九年からはASEANにとって中国が最大の貿易相手国でありますし、実は、二〇年、二〇二〇年以降は中国にとつてもASEANが最大の経済相手になっていくそう

で、そういう意味では、経済的なその浸透度というところも中国が圧倒的な世界なんですね。

これは日米合わせてもちよつと足りぬかなという感じなんですけど、一方で、安全保障の面ですね、こちらについてはむしろ、ASEANは常に中立的でありたいということはあるつも、やはり海洋安全保障の関係では特に日本に対する期待というものが非常に高いものがありますし、これやはり、信頼関係があればこそ安心してパートナーとして提携ができるASEAN側の多くが思っているのがやはり日本であります。

そういう意味で、今、さっきも申し上げましたフィリピン、ちなみに、何か総理がなさった政策スピーチが心と心のきずなという、ちゃんとこの福田総理時代の、開始したときのキーワードを使っているところにも心憎いなと思つたんですが、やっていたいではないかと思つたんですけど、もう一声あつてもいいんじゃないのかと。その意味は何かというと、もう対象になつて、OSAの対象としてもう考えていらつしやるベトナム、それからフィリピン、インドネシアというのはいいんですけど、その先があると思つて

よ。

さっき言った地図をやつぱり考えると、地域でくるんじゃなくてやつぱり地図で考えなきゃいけないので、そうすると、インドとインドネシアとの、インド洋とそれから南シナ海に至るところのやつぱり連携というのが非常に大事で。そういう意味では、インドとインドネシアと日本みたいな、そういうその連結点。例えば、インドとアフリカ、ジブチと日本とかですね。何かその、実は共同訓練でカバーしている部分あるよということかもしれないんですけど、是非、そこは別に、いわゆる沿岸警備隊協力とかじゃなくていいと思つたんですよ、漁業とか。要するに、その海域におけるプレゼンスを増やすということが非常にこのシーレーンをそれぞれの場所ですべていく上で重要だと思つたので、そういう協力を、その地域間協力というんですか、地図を見た地域間協力というのを考えていただきたいと思つたんですけど、いかがでしょうか。

○副大臣(堀井巖君) 御指摘のこの地域的なつながりの強化というのは、例えば連結性という言葉に表されると思つたんですけど、例えばASEANとの関係で申し上げますれば、我が国はASEANによる連結性強化の取組を一貫して支援をしてきております。

本年九月には、岸田総理から、地域の連結性の取組をハード及びソフトの両面で一層強化するための日・ASEAN包括的連結性イニシアチブというものを新たに発表をいたしました。このイニシアチブの下では、交通インフラ整備に加え、デジタル、海洋協力、サプライチェーン、電力の連結性、人及び知の連結性といった幅広い分野での連結性強化の協力を進め、今後三年間で五千人の人材育成を行つていく考えであります。その際には、相手方の、相手国のニーズをよく踏まえて、丁寧な日本らしいテラーメードの協力というんでしようか、を進めていきたいというふうに考えております。

先ほど御質問いただきました来月の特別首脳会

議におきましては、こういった取組を踏まえて、日本とASEANが世界の持続可能で繁栄した未来を共に創造する信頼できるパートナーであることを広く世界に発信してまいりたいと存じております。もちろん、これはASEAN加盟国に限らず、この地域全体の国々との連結性ということもしつかり念頭に置きながら取組を進めてまいりたいと存じます。

○松川るい君 ありがとうございます。

連結性強化は非常に重要なプロジェクトがたくさんあつて、これがこれでももちろん大事だと思つているんですけど、やつぱり、例えばパプアニューギニアとフィリピンとか、私が言いたいのは、その連結性は連結性でいいんですけど、次の発想として、地図を見て、ASEANというのは東南アジア、南アジアとか、別に南アジアと東南アジアつて我々が分けているだけで、つながつておりますので、太平洋だつてそうなんですけど、そこを見据えたものをちよつと考えるというのもやつていただきたいということでございますというところ、肯定的に捉えていただいていると理解しております。

次に、先生方、是非資料を次御覧いただきますと、これグローバルサウス、東南アジアは拡大するも伸び悩むというところを見ていただくと、結構それが極端なんです。東南アジア、さすがに近いですし、長らくの歴史もありますし、そういう意味で非常に多い邦人企業の進出数であつたりということなんですけど、これ、中南米とかアフリカとか、やはり南アジア、インドも大事だとみんなが言っている割には、全然人的交流もそれから企業の進出数、それこそインドからの留学生も少ないという、こういう状況です。

ちよつとここで取り上げたいのは中南米でございます。堀井副大臣、副大臣就任される前から非常に議員外交の中で中南米重視して活躍されてきたと承知しております。私は、なかなか日本の皆様に余り知られていないと私が感じる中南米、日本にとつての中南米のこの重要性ということに

ついて、是非語っていただけたらと思います。
○副大臣(堀井巖君) 中南米諸国は、三十三か国から成ります国際場裏の一大勢力でございます。また、その多くの国々は、我が国と基本的な価値を、あるいは原則を共有する重要なパートナーであります。また、中南米諸国は、脱炭素化のための重要な鉱物資源、食料資源を豊富に有し、我が国ひいては国際社会の経済安全保障の観点からも重要性が増しているとの認識をいたしております。さらに、中南米には世界最大の約二百四十万人の日系社会が存在しております、日本と中南米とのきずなとなっております。

来年二〇二四年は、ブラジルがG20の議長国、ペルーがAPECの議長国をそれぞれ務めるなど、世界の関心が中南米に集まる一年となっております。その中で、中南米以外の域外の諸国も中南米地域への関与を強化していると承知をいたしております。

我が国としても、このような観点を踏まえつつ、歴史的な友好関係に根差した中南米各国及び地域全体との重層的な関係を強化すべく、積極的に対中南米外交を推進してまいりたいと存じます。

○松川るい君 ありがとうございます。

今副大臣おっしゃらなかったんですけど、本当に、人もそうなんですけど、資源もそうだと思うんですけど、確かに輸送コストは遠いので掛かりますけれど、実は中南米ってとても多くの資源を持っています。なので、そういう観点で中南米の国というのも、先生方が、特にこの委員会におられる先生方、みんな外交に関心の高い先生方でありますので、ワシントン詣でだけじゃなくて、いろんなところに散って日本のプレゼンスを示していただくということも、もう是非、引き続き更にやっていただけたら日本外交全体にとっていいんじゃないのかなと。

特に、グローバルサウスって数がやたらと多い。別に、日本から誰か国会議員が来てくれたとか副大臣が来てくれたとかいうことであれば、そ

れは別に外務大臣じゃなくても、農水大臣でも、若しくは自民党の議員じゃなくても、別にどこであつても日本の議員が来てくれたといつて喜んでくれる国ってたくさんありますし、何かそういうところは、グローバルサウスの多くの分野を、日本、オールジャパンで手分けをして当たつてプレゼンスを上げたり連携を深めたりするというところをやっていくべきじゃないかというふうに思うところでございます。

次に、外交をやるのは人であるという観点からの質問をしたいと思います。

私、この委員会でも、昨年、昨年じゃない、今年です、今年、旅費法の改正についてかなり財務省に強いお願いをする質問をさせていただいて、それを後押しする先生方、いろんなお力のおかげで、財務省さんの御見識もあり改正がされる。それは中身として実費払い、なので、決して若い事務官、まあ若くなくてもいいんですけど、行つても足が出ることはもう今後ないという状況がつくり出されることになるかと承知をしております。そうしたら、それはまあ来年の通常国会の話なんですけど、予定と聞いておりますけれども、旅費ができるんだつたらという話なんですけど、是非、若い事務官、まだこれから育つてもらわなといけない人たちが出張にたくさん行けるようにしてもらいたいなというのがお願いです。

私が最近非常に感じるのが、まあ皆さん優秀なんでしょけれど、やっぱり課長さんが自分でメモを取ってきたみたいな出張つてよく聞くんですね。いや、もちろんコストパフォーマンス、その時点ではいいんですが、自分を振り返つて、外務省員だったときも振り返つても、やっぱり課長に付いていつて、あつ、こんなふうに関心と会談するんだとか、それから局長がこんなふう交渉するんだとかといったのを間近に記録取りで入つて見ながらOJTをしたところがあるやっぱ大きくて、これが、いや、人数削減、旅費の節約というんですつぱ抜かれていくと、人材が育つていかないです。そこをちょっと私は非常に危惧をし

ておりまして、ここは是非御配慮いただきたいなと思うところです。

○副大臣(堀井巖君) 御指摘にもありましたように、外交の要諦は人であると存じます。今後の日本外交を支える職員を育成していく観点からも、職員が若いときから外交の現場を経験する機会を確保することは重要であると考えております。海外出張もそうした機会、貴重な機会の一つであり、業務の特性、人員体制、予算、職員のワーク・ライフ・バランスなどの要素も踏まえた上で、外務省の多くの部署において、国際会議、協議や幹部の出張、通訳の機会などを捉え、可能な限り若手職員が出張する機会を設けるよう努めているところでございます。

私も、出張の際には若手職員の方とともに出張をする機会も今まで何度もありますけれども、国際交渉あるいは国際会議の現場を若い頃経験する、極めて有意義であると肌で感じているところでございます。

今後、こうした海外出張を含め、若手職員の育成に最大限取り組んでまいりたいと存じます。

○松川るい君 ありがとうございます。

今職員の話をしたところなんですけど、やっぱり外務大臣、今まさにAPECで閣僚会議御出席ということで行つておられて、その外務大臣をAPECに送り出すべくこの委員会でも副大臣対応を終日するという非常に御英断をされたということで、私は、この委員会のやはり先生方、理事の先生方始めすばらしいなというふうに感じているところでございます。

その関係でなんですけれども、さはさりながら、やっぱり国会日程の合間を縫つて行かざるを得ない出張なんかも当然あるわけでありまして、いろんなそういうことを考えていつたときに、一つ活用してもいいんじゃないかというものがござります。それは、政府専用機です。

政府専用機なんですけど、これ法令上は別に閣僚でも使えるんですね、重要な任務があるときというのは。普通は、皇族であつたり、それから総

理、そしてまた国際緊急援助、緊急のときなんか活用されるものではありますけど、法令上、別に閣僚が使っちゃ駄目ということにはなつていないわけです。

ただ、実際問題、じゃ、外務大臣が使えるかという、外務大臣という役職の肩書で、総理特使というのは別ですけど、政府専用機使つたのというのは、これ過去かなり前に遡るんじゃないかと思うんですね。

これ、確認ですけど、平成十二年の河野洋平外務大臣のときですかね。どうでしょう。ちょっと確認をお願いしたいんですけど。

○政府参考人(田中利則君) お答えを申し上げます。

国賓等の輸送といたしまして国務大臣を輸送した事例というのは、委員御指摘の総理大臣の特使として輸送した場合を除きまして、今まで一回でござります。

具体的には、平成十八年の一月に、当時の中川農林水産大臣及び二階経済産業大臣のWTO非公式首脳会合でスイスに御出張された際に政府専用機を使用して、その輸送を行ったということでござります。

○松川るい君 です、ので、何がいかということ、時間が自由自在に離発着できるということと、非常に長距離を飛べるということが政府専用機のすばらしいところだと思ふんですね。

ですから、今本当に世界が極めて厳しい、そして流動的な状況の中で、外交を外務大臣に活躍いただかないといけない、そういう場面非常に多いと思いますので、政府専用機の活用を、外務大臣について、外務大臣として活用してよいことにもう少し運用上変えていくということをしてはどうかと思ふんですが、この件についての御見解をお願いいたします。何か困難があるのかどうか。是非進めていただきたいと思ひます。

○副大臣(宮澤博行君) お答えいたします。

政府専用機の運航を含めまして、外務大臣等の国務大臣の輸送につきましては、政令において、

日本を訪れる外国人旅行者の皆さんから適切な対価をいただくことは、我が国として、経済波及と効果を高める観点などから非常に重要だと認識しております。先月の観光立国推進閣僚会議で決定されましたオバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージにおきましても、全国各地での特別な体験の創出ですとか、地方への誘客に向けた高付加価値なインバウンド観光地づく

りに集中的に取り組むこととしてございます。
引き続き、関係省庁とも連携しながら、地域や事業者の皆さんの取組への支援を通じまして、オーバートリズムの未然防止、抑制に努めるとともに、観光立国推進基本計画に掲げております訪日外国人旅行消費額五兆円の早期達成などの目標に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松川るい君　ありがとうございます。更に議論させていただきたいと思います。

済みません、残り時間少なくなりましたが、防衛装備移転についてお伺いしたいと思います。

木原大臣、お越しておられます。本当に装備移転については長らく取り組んでこられたと、御一緒に取り組ませていただき感謝しているところで、移転のガイドラインの話は、私は類型は撤廃せよというふうにこの委員会でもこれまで御質問させていただいたところではありますが、今度はその司令塔ですね、これをどういうふうにつくっていくのかについて教えていただきたいと思います。

まさに官民連携で推進していくというときに、官側の体制というのが非常に、まあ関係者が多いこともありまして民間的知識も必要ですし、どういう形の司令塔をつくっていくのかというのは非常に重要な点だと思います。まだプリミティブな段階かもしれませんが、大臣の考えを教えてください。

○国務大臣（木原稔君）　国家安全保障戦略に記載しているとおり、防衛装備移転は、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出、また、国際法に違反する侵略を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段となります。その上で、防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等によって、官民一体となつて防衛装備移転を進めることとしているわけであります。

このような観点から、政府としては、さきの通常国会で成立させていただいた防衛生産基盤強化法に基づく装備移転を適切な管理の下で円滑に実

施するための基金や、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化を目的としたいいわゆるOSAなどの今年度から具体化した措置を活用していく考えであります。

こうした措置の着実な実施も含め、松川委員もこの分野大変関心が高いというふうに承知しておりますが、そういった様々な御意見を受け止めながら、関係省庁と緊密に連携しつつ、官民一体となつた防衛装備移転の推進体制というのは強化してまいります。

以上です。

○松川るい君　現時点ではまだ決まっていらないという御答弁だと受け止めたんですが、本当に装備移転、様々な関係者、装備庁ももちろんそうですし、経産省でエンゲージでそのチェックも要るでしょうし、民間の企業もあるし、もう本当にいろんな意味で、多様な能力というのを分ける、が分かる組織でないとなかなか動いていかないのかなというふうに思っております。是非、今後の検討になるかと、検討中かもしれませんが、良い司令塔をつくっていただけるようにお願いをしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○上田勇君　公明党の上田勇でございます。

最初に、先ほどの松川先生の御質問でもちよつと触れられているものでありますけれども、ASEANとの政治、経済そして安全保障、そうした多面的な協力を強化していくということは今本場に一層重要になってきているというふうに認識しております。

今月上旬には岸田総理がフィリピン及びマレーシアを訪問されて、大きな成果が上がったものだというふうにも思っております。また、今月末にはベトナムの国家主席の来日、あるいは、その後、先ほども言及がありましたけれども、ASEAN特別首脳会議の開催など、こうした取組は時宜にかなつたものだというふうに評価をいたしております。

総理のフィリピン訪問の際には、マルコス大統領

領との首脳会談のほか、フィリピン議会でのスピーチを行うなど、実り多いものだったというふうに思っております。その中で総理は、安全保障、防衛協力の重要性を強調されています。こうした協力というのは、これはフィリピンの安全保障の強化というだけではなくて、我が国の安全保障にも有益なものだというふうに思っております。

実は、これまでも日本とフィリピンの間では、用途廃止になつた自衛隊機を無償で譲渡するなどいろんな協力はしてきているんですが、そうした実績踏まえて、今の日本とフィリピンとの間の安全保障、防衛における協力を更に深化をしていく、深めていく、そうした意義について御所見を伺いたいと思います。

○副大臣（堀井厳君）　先般の岸田総理のフィリピン訪問においては、安全保障分野では政府安全保障能力強化支援、いわゆるOSAによる最初の協力案件である沿岸監視レーダーシステム供与の決定や、部隊間協力円滑化協定、いわゆるRAAの交渉開始の決定などの具体的な成果を上げることができました。

フィリピンは、我が国と同じく海洋国家であり、基本的な原則や価値を共有する戦略パートナーであります。フィリピンとの間で、今回の訪問成果も踏まえ、安全保障、防衛協力分野における具体的な協力を着実に実施していく考えであります。

東シナ海、南シナ海情勢を始め、国際情勢がますます厳しく複雑化する中、こうした取組を通じて、日本、フィリピン両国が、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持強化し、人間の尊厳が守られる世界を確保すべく緊密に連携していくことは、大きな意義があるものと考えているところでございます。

○上田勇君　ありがとうございます。

今答弁の中でも具体的な協力の内容についても言及がありましたけれども、このRAAの交渉開始とか、それから2プラス2の実施についても

合意をされたということでもあります。これも非常に重要な前進だというふうに考えております。

また、防衛装備品の協力についても、沿岸監視レーダーシステムの政府安全保障能力強化支援、OSAによる最初の案件としてこの沿岸監視レーダーシステムの供与について合意をされたわけがあります。そこで、このOSA、この制度の意義と概要について簡潔に御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人（今福孝男君）　お答え申し上げます。

我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれております。そのような中で、力による一方的な現状変更を抑止して、特にインド太平洋地域における平和と安定を確保し、我が国にとつて望ましい安全保障環境を創出するためには、我が国自身の防衛力の抜本的強化に加え、同志国の安全保障上の能力、抑止力を向上させることが不可欠でございます。

こうした観点から、軍等が裨益者となる資機材供与やインフラ整備等を通じて同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとつて望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持強化に寄与することを目的に、新たな無償による資金協力の枠組みとしてOSAを導入したものでございます。

○上田勇君　今答弁にもあつたんですが、今までは、従来のODAというのは軍事関係は協力の対象としてこなかった。そこにいるような問題や限界があつたので、こういう新しい仕組みをつくって、今そういう防衛や安全保障の分野でも協力をしていこうという趣旨でありますし、本年度は予算の総額は約二十億円というふうに聞いております。民生品を主体とした協力が多いということでもあります。これからバングラデシュであるとか何か国が想定されているというふうに聞いておりますので、そうすると、大体おおむね一件当たり五億とか十億とかという単位での協力

になるんじゃないかというふうに推察をいたします。

そういうOSA、これからも重要なツールだというふうに考えておりますが、また、フィリピンに対する防衛装備品の移転については、先月、我が国企業から警戒管制リーダー一基が納入をされました。契約は四基で金額は約一億ドルでありますので、OSAで供与される沿岸監視リーダーシステムよりはかなり大きな規模の案件であります。

フィリピン国防省と我が国企業との商業ベースでの取引ということでありませうけれども、内閣として決めた国家安全保障戦略においても、政府としてもそれを後押しをしていくということがあるわけでありませうので、政府としてこれまでこの案件についてどういうような後押しをしてきたのか、そういった取組を防衛省の方に伺いたいと思います。

○政府参考人(坂本大祐君) お答えを申し上げます。

今委員から御指摘ございましたとおり、まさに先月末にフィリピンに一基目の警戒管制のリーダーの移転、納入が実現したところでございませう。フィリピンに対しましては、これも先ほど委員から言及ございましたけれども、平成二十九年から実施をいたしました海上自衛隊の練習機、これの無償譲渡、また、この無償譲渡に伴う機体の操縦訓練であるとか整備支援、こういったようなことによって信頼関係を深め、今回のそのリーダー移転の下の地になったのではないかと。さらに、このリーダー完成品の移転によって防衛協力を深化することができたのではないかと、このように考えているところでございます。

防衛省といたしましては、また、防衛装備移転の推進のために様々な取組を進めてきておりまして、例えば、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行うフィジビリティスタディーの実施でありますとか、国際装備展示会場等において相手国のニーズを踏まえた情報発信、

こういったものに努力をしてきたところでございます。

今後とも、国家安全保障戦略に記載しておりますとおり、防衛装備移転は我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や国際法に違反する侵略を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段でございませうので、政府一体となつて、官民連携の下、活動を推進してまいりたいと、このように考えてございます。

○上田勇君 ありがとうございます。

今答弁にもあつたとおり、やはり、政府と民間とか連携協力をして推進してきた成果であつて、これから是非そういった取組を進めていっていただきたいというふうに思います。

今お伺いしたように、防衛装備品の移転については、OSAによる供与と今あつたような装備品の移転という二つの方法が取られているわけでありませう。いずれの制度による移転についても、防衛装備品移転三原則、それからその運用指針に基づいて、国家安全保障会議での審議を経て、そして、経済産業大臣が外国為替及び外国貿易法に基づいて輸出許可の可否を判断をすると、そういう同じ、ある意味丁寧な手続が実施されているものだというふうに承知をしておりますが、外務省、防衛省、それぞれその点御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(今福孝男君) まず、外務省よりOSAについてお答え申し上げます。

OSAは、我が国の平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、同志国の安全保障上のニーズに応えていくことを大前提としております。

この観点から、実施方針における実施上の原則の一つとして、供与する資機材、整備するインフラ等が防衛装備に当たるか否かを問わず、防衛装備移転三原則及び同運用指針の枠内で支援を行うことを定めております。また、実際の輸出が外為法の対象となる場合には、法令にのっとり必要な手続が行われることとなります。

○政府参考人(坂本大祐君) 防衛装備品の移転に

ついて申し上げます。

防衛装備品の移転につきましては、防衛装備移転三原則及びこれに基づく同運用指針によりまして厳格な審議を行いました後に外為法に基づく輸出許可を得た上で実施されるものでございまして、今般のフィリピン空軍に対する警戒管制リーダーの移転も同様の手順で行われたものでございませう。

○上田勇君 いずれも同じ、防衛装備品移転三原則、そして関係法令に沿つて実施をされているということでありませう。

先ほどちよつと、OSAで供与される装備品というのは民生品が中心であるということでありましたけれども、それでも、こうした外国為替及び外国貿易法が定義する武器には該当しないという場合であっても、相手国の軍等に供与するという点では従来のODAと異なるという意味から慎重な手続が定められているものだというふうに理解をいたします。

そこで、今ずつとお話を伺つて、OSAによる供与と装備品移転、二つの方法があるということであります。協力の性質であるとか装備品の性能や価格、事業規模等が異なるということが分かつたわけでありませうけれども、その上で、二つの方法があつて、我が国の安全保障協力をもつと効果的に、より効果的に実施をしていくためには、二つの方法との間でよく連携を取つて、そして適切なるある意味使い分けが必要ではないかというふうに考えますけれども、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

我が国といたしましては、OSAの枠組みや防衛装備・技術協力の枠組みを含め、議員御指摘のとおり、様々な手段を組み合わせて同志国の安全保障上の能力、抑止力の強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。その観点から、OSAの実施方針でも、OSAの案件形成に当たつては、関係省庁で連携し、必要に応じ防衛装備・技術協力の枠組みとの連携を図ることとし

ております。

具体的には、双方の連携の可能性も含め、OSAの目的に資するより有意義な案件となるよう、国家安全保障局や防衛省を始めとする関係省庁と密接に議論を行いつつ、OSAの案件形成、実施を進めております。引き続きこのような取組を続けていきたいと考えております。

○上田勇君 その連携協力はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

OSAにおいては、先ほどからお話がありましたように、民生品が中心であつて比較的金額も規模の小さいというか、ものが中心でありますし、ある意味そういった協力を通じて信頼を積み重ねることによって更にその強力な発展をしていくということも考えられますし、その場合には比較規模の大きいとか事業規模の大きい防衛装備品の移転ということも可能になってくるわけでありませうので、そういった協力、使い分けは非常に重要だというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

それで、装備品の件についてはそのぐらいにさせていただきます。先般決定をされました総合経済対策の中には、自衛隊の災害への対処能力の強化ということがあります。もちろん、自衛隊の本来の使命というのは我が国の防衛であることは間違ひがありませんけれども、災害時にはやつぱり自衛隊が一番頼りになるというのも事実でありますし、国民の多くがやつぱり身近なところで自衛隊の活動に接する機会でもあります。そういった意味で、この自衛隊の災害時の活動というのは、やつぱり国民にとつても非常に関心も高いし期待も大きいというふうに思つております。

今回、この総合経済対策の中で決定をしております災害への対処能力の強化、その具体的な内容について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(北尾昌也君) お答えいたします。

全国的に自然災害が多発しており、自衛隊の災害対処能力の強化を速やかに図ることが必要であります。このため、今般の総合経済対策において

は自衛隊の災害への対処能力の強化が事業として挙げられております。

具体的には、山林火災への対処に使用する空中消火器材や、洋上搜索、海中搜索の実施に使用する潜水服、ゴムボートといった人命救助用器材の取得等、駐屯地、基地等における非常用発電機や電源装置等の整備、災害時の機動展開に必要な空輸器材や気象観測装置といった災害対処器材等の整備等を想定しております。

防衛省・自衛隊は、各地で多発する災害に迅速かつ的確に対応できるよう、今後とも不断に災害対処能力の強化を進めてまいります。

○上田勇君 今答弁にもあったとおり、最近は、やっぱり近年災害が多発しておりますし、しかも激甚化しているというのは、もう私たちも実感を感じているところであります。そして、大きな災害が発生したときに、やっぱり一番最初に初動で本当に対応してもらえるのが自衛隊でありますし、その自衛隊に対する、もう本当に頼りにしているというのが実際でありますので、そういった機能で、こういう災害もいろいろと形態や規模も変わってきておりますので、それと的確に対処できる能力というのを常に整備をしていただくようにまたお願いをしたいというふうに思っていますので、どうかよろしくお願いをいたします。

特に、やはり、そしてもう一点、今度は、やはりこの総合経済対策の中に、今度は外務省の方にお伺いをいたしますけれども、日本人学校に対する支援の拡充というのが含まれております。どういようなニーズがあり、それに対して今回のこの総合経済対策においてはどのような対応をしていくのか、御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(安藤俊英君) お答え申し上げます。外務省は、文部科学省とも役割分担しつつ、日本人学校を始めとする在外教育施設への支援を行ってまいります。特に外務省におきましては、これまで校舎の借料支援、そして安全対策に

対する支援などを行ってまいります。新型コロナウイルス感染症拡大による生徒数の減少、これに伴います収入減ですとか世界的な物価高、これらを受けて、各国において日本人学校は総じて厳しい運営状況にございます。

これを踏まえまして、令和五年度補正予算案におきまして日本人学校の校舎借料及び安全対策に対する支援を拡充することにより、国内同等の教育環境を担保すべく努め、駐在員の円滑な赴任を後押しし、ひいては日本企業の経済活動を支援していくと、いきたいというふうに考えております。

○上田勇君 ありがとうございます。

やはり、私たちも各地から、今の日本人学校の状況についてはいろんなお話も伺っております、やはり今そうした対策を強化していくということは非常に重要な課題だというふうに思っておりますので、是非、この経済対策にも計上されたことでありますので、着実な実施をお願いしたいというふうに思います。

以上、今日、通告をさせていただきました質問、これで以上でございますので、若干時間は早いですけれども、終わらせていただきます。

○山添拓君 ありがとうございます。

私は今年の七月、沖縄県与那国町を訪れました。委員の皆さんの中にも行かれたことがあるという方はいらっしゃるかと思います。放牧された馬が車道を歩くような大変自然豊かな国境の島です。

戦後、米軍も自衛隊も配備されてきませんでした。二〇一六年に沿岸監視隊が開設され、レーダー塔が山に林立しています。地元への説明もなく基地拡張の予算が盛り込まれ、政府は今年になって、敵の通信を妨害する電子戦部隊の配備を明らかにし、五月には地对空誘導弾、ミサイル部隊の配備も明言しました。

これは大臣に伺います。敵基地攻撃能力となるスタンドオフミサイル

も、この与那国配備を検討しているんでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 国家防衛戦略におきましては、島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や、また上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処するスタンドオフ防衛能力を抜本的に強化することとしています。

他方、一二式の地对艦誘導弾能力向上型を含む各種スタンドオフミサイルの具体的な配備場所につきましては、その与那国島、御指摘の島も含めまして、現在、様々検討中でありまして、現時点でお答えすることは困難でございます。

○山添拓君 答えようとされないわけですね。

在職中に自衛隊を誘致した外間守吉前町長は、沿岸監視隊だから誘致した、ミサイルが配備されれば想像もしなかった、どうしても阻止しなければならぬと言ひ、穏やかな島の生活が壊されそうになっていると訴えています。誘致に反対した人はこちらなのですが、経済活性化のために自衛隊誘致に賛成した人も、ミサイルは聞いていない、こんなはずではなかったというのが住民に共通する声です。

大臣、もう一度伺いますけれども、検討するとおっしゃっていて、配備しないとおっしゃらないわけですね。しかし、住民の皆さんには、ミサイルの配備は前提としては伝えられてこなかったわけですね。住民を欺くつもりですか。

○国務大臣(木原稔君) 防衛省といたしましては、部隊の改編等に当たりまして、丁寧な説明や、また適切な情報提供を行っていくことは大変重要と考えておりまして、これからも、関係自治体とは調整を行いながら、様々な形で情報提供させていただくなど、丁寧に対応していく所存であります。

○山添拓君 これまでも丁寧な説明などされてこなかったわけですね。

やはり誘致賛成だった前西原武三前議長は、ミサイル部隊の配備で現実に与那国が攻撃対象になり得る危険は増すと述べています。七月、官房長

官が石垣市、与那国町、竹富町を訪れ、避難計画やシェルター整備の検討を表明したのも、島が標的となるのを想定しているからにほかならないと思うんですね。

内閣官房に伺います。

なぜ先島諸島は標的になるんですか。どのような状況で避難が必要な攻撃を受けると想定しているんでしょうか。

○政府参考人(室田幸靖君) お答えを申し上げます。

特定の島がどのような形で攻撃をされるのかというようなことにつきましては御質問かと思えますけれども、私どもといたしましては、防衛力強化と併せまして、総合的な防衛体制の強化を通じて、あらゆる事態に対処できる体制を強化していくということを通じて、全体として国家としての抑止力を強化し、そもそも攻撃自体を抑止していくと、こういう発想に基づいて様々な取組を行わせていただいているところでございます。

○山添拓君 攻撃を抑止する抑止力のためにいつてミサイル配備を進めながら、一方で攻撃に備えた避難シェルターだと、こうおっしゃるんですかね。これは矛盾していませんか。しかも、どちらともない説明はないわけですね。

資料をお配りしています。

与那国町では、この間、武力攻撃事態を想定した避難実施要領を策定するために住民説明会が開かれています。住民からは、戦争がある前提なのか、家も捨て、畑も捨て、墓も捨て、島を出るには納得が必要だが、それが全くない、こういう憤りの声が上がったといひます。この記事の写真では、頭を抱えておられる参加者の姿もあります。

これ、所管は消防庁だということですね。伺いますけれども、こうした住民の疑問に消防庁は答えられるんでしょうか。

○政府参考人(小谷敦君) 国民保護法では、武力攻撃事態等が認定された際に、政府による避難措置の指示及び都道府県知事による避難の指示を踏まえ、市町村長が住民の避難に係る避難実施要領

を定め、これに基づき住民を避難させることとされています。事案発生時に迅速に避難実施要領を定めるため、市町村長はあらかじめ避難実施要領のバターンを作成しておくように努めるものと国民保護に関する基本指針において定められています。

消防庁では、避難実施要領のバターンの作成の手引や事例集を作成し市町村に提供するほか、バターン作成に関する研修会を令和元年度から行うなど、市町村の取組を支援しているところでございます。

○山添拓君 いや、私が伺ったのは、こういう計画を策定するのは戦争がある前提なのかと、その住民の皆さんの声に応えられるのかということなんです。

消防庁の皆さんは、避難を望まない人に対してはどのように説明しているんですか。

○政府参考人小谷敦君 御指摘の住民との意見交換会については、与那国町主催で開催されたものであり、令和四年度に沖縄県が実施した図上訓練等についての説明がなされ、住民の方々からは様々な意見が出たものと承知しております。

現在、先島市町村の住民等の県外避難を内容とする図上訓練について、内閣官房を中心に、関係省庁、沖縄県、先島の市町村、それから関係機関が連携して取り組んでいるところですが、訓練内容や住民との意見交換会で出た御意見等を踏まえ、今後、与那国町において避難実施要領のバターンを作成していくこととなります。

消防庁としては、内閣官房など関係省庁と連携しつつ、沖縄県とともに各市町村の避難実施要領のバターン作成、避難誘導の実効性向上に向けて支援してまいります。

○山添拓君 避難を望まない人はどうするのかと説明会でも意見が出たはずですよ。お答えがありません。

牛や豚や馬、家畜はどうするんでしょうか。
○政府参考人門前浩司君 御指摘の各自治体主催の地元住民との意見交換会で出ました意見を含

めまして、先島諸島の市町村なり沖縄県が意見を集約しながら対応していくものと考えておりまして、政府といたしましては、そういった関係者連携の下で、検討、訓練に参加することによりまして離島避難の実効性の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○山添拓君 お答えがないんですよ。自治体任せですか。

政府は、避難した後、その生活を保障するのですか。

○政府参考人門前浩司君 繰り返しですが、やり直しでも、自治体主催の地元住民との意見交換会で出ました意見を踏まえまして、市町村、沖縄県の御意見、ニーズを踏まえながら、政府として検討、訓練を進めることによりまして離島避難の実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○山添拓君 全くお答えがないんですよ。

では、避難せよと言うと、九州への避難をとおっしゃっているんです。いつまで避難せよということになるんですか。

○政府参考人門前浩司君 現在の訓練、検討会を進めながら、また、今年の一月に再度訓練を行う中でそういったことを詰めてまいりたいと考えております。

○山添拓君 つまり、お答えはないわけですね。今の段階で答えはなく、しかし避難せよと、あるいはシェルターに逃げ込めと。元々、消防庁が所管と言われるんですけども、消防庁にお答えいただけるような内容ではないと思うんですよ。説明できないわけですから、理解など得られるはずがないと私は思います。

台湾有事のシミュレーションを行った元陸上幕僚長の岩田清文氏は、座談会でこう述べています。台湾の在留邦人が二万五千名プラス旅行者、台湾からの邦人輸送が必要になるのは先島島民の避難と全く同じ時期だと、非常に多くの外務省職員、陸空自衛隊の隊員を台湾に派遣して業務させないと救出できないと、非常に大掛かりな作戦に

なる、同時に約十数万人の先島諸島の人たちの避難も実施しなければならぬ、率直に言ってこれは不可能と。ですから、避難は初めから荒唐無稽な話だともうはっきりしていると思うんですね。しかも、航空機や船舶によって避難をと政府は計画を立てようとしています、むしろ空港や港湾の軍事利用を進めようとしているのが現状です。

資料の二枚目を御覧ください。

沖縄、九州、四国など、全国約四十の民間空港、港湾のデュアルユース、軍民共用化を狙って、滑走路の延長や岸壁の増築などを進めるといいます。

内閣官房に伺います。

特定重要拠点空港、港湾にどこを指定するつもりですか。また、これまでこの整備を求めて説明に訪れた自治体はどこですか。

○政府参考人室田幸靖君 お答えを申し上げます。

まず、公共インフラにつきましても、民生の港、空港におきまして、民生のニーズに加えまして、自衛隊のみならず、海上保安庁も含めまして、国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用、配備をするために、自衛隊、海保庁のニーズに基づいた公共インフラの整備、機能強化等を図っていくとともに、有事の際の対応も見据えまして、空港、港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行っていくと、これを地方公共団体、住民等の協力を得つつ推進していくと、こういう取組でございます。

御質問で、どこの空港、港湾についてそれを指定するのかということでございますが、私も、様々な検討を進めております。南西方面を中心とするようになってまいりますけれども、幾つかの可能な候補になるところにつきましては、自治体を訪れさせていただきまして、様々な御説明あるいは相談等をさせていただいていると、こういうところでございます。

どこかという具体的な御指摘でございますけれども、現在、実は幾つかの自治体からは、現状においては静かな環境の下で協議を進めたいという要望がなされておりますので、幾つか報道も出ているところもございますけれども、現時点におきましては、私どもの方からこのことこの自治体を回っておりますという御説明につきましては差し控えていただいているというところでございます。

○山添拓君 差し控えるべきではないと思います。

九月二十九日に宮古島、十月五日石垣市、竹富町、十一日与那国町、二十三日高知県、十一月六日沖縄県を訪れ説明したと報道がされております。

政府としては答えを差し控えるということなんです、自治体の側が公にするのを政府として禁止しているわけではないですね。

○政府参考人室田幸靖君 お答えを申し上げます。

自治体の側におきまして政府の者が来たということやマスコミ等の皆様にお答えすることについて、特に止めているということはないと思います。

○山添拓君 九月には財務大臣が石垣を訪れています。政府も公表をすべきです。

計画の概要、既に訪問をし説明をした自治体の状況について、委員会に資料提出を求めたいと思います。

○委員長（北村経夫君） ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議をいたします。

○山添拓君 これは、有事の際、自衛隊や海上保安庁が使いやすいするためだと思います。

具体的にいかなる有事を想定してインフラ整備を進めるのですか。

○政府参考人室田幸靖君 お答えを申し上げます。

これにつきましては、この公共インフラのスキームのみならず、国全体としてあらゆる有事に隙間なくきっちりと対応できるようにしていくと

いう、国家安全保障政策全体の下で行っているものでございます。

その際の御説明といたしましては、どのような有事、どの国からとかですね、そういう特定のことにについては、特定の国を念頭には置いていないと、それはお答えしないという形でやらせていただいておりますけれども、非常に重要なことは、あらゆる事態に対処ができるようにしていくというところでございまして、そういった観点から公共インフラの整備も進めさせていただいているということでございます。

○山添拓君 有事の際に軍事利用する空港や港湾は、相手に対して攻撃の口実を与え、標的とされるではありませんか。

○政府参考人(室田幸靖君) お答え申し上げます。

これにつきましては、先ほどお答えをさせていただきましたけれども、まさに、私も、基本的には抑止というものを、抑止能力を強化すると、まさにあらゆる事態に対して攻撃そのものを抑止するという体制を構築するという観点から様々な取組を進めさせていただいております。

そのためには、まさに抑止のためには、対処能力があるということが相手に伝わるのが大前提でございまして、そういった点から、防衛力の強化のみならず、住民の避難あるいは国民の保護といった、そういった点につきましても隙のない体制をつくると、そのことによって攻撃そのものをやめさせる、こういう抑止の考え方に基いているということでございます。

○山添拓君 お答えになりませんが、軍事利用を初めから想定しているということは、これは相手にとっては格好の標的ですよ。航空機や船舶を使つて住民を避難させるというわけですが、それどころではないということになってしまっています。現在でも、自衛隊機や艦艇が民間の空港、港湾を利用する場合があります、管理者に申請し、許可を得て、個別に対応しているはずですが、今回、有事の際の対応も見据えた平時からの利

活用に関するルール作りを行うとしています。現状とはどのように違ったルールにしようとしているのでしょうか。

○政府参考人(室田幸靖君) お答えを申し上げます。

私も今行つてございますのは、先ほど申しましたように、自衛隊、海上保安庁の国民保護を含めた対応の実効性を確保するために、平素より、民間の空港、港湾においてそういった自衛隊、海上保安庁が訓練等を行つて、自衛隊、海上保安庁の対応能力を維持向上させていくためのものがございます。もちろん、このような取組を通じて、平時において自衛隊や海上保安庁が優先的な利用をできるようにすると、こういったことを前提に考えているものではございません。基本的には、民間の空港、港湾の既存の制度のつとめて、あくまで関係者の間で協力し、円滑な利用にしている調整していくことでございます。

より具体的に申し上げますと、現時点では、自衛隊、海上保安庁の利用についてはその都度の調整ということになっておりますけれども、今後は、自衛隊、海上保安庁、あるいはインフラの管理者との間におきましてあらかじめ利用調整の枠組みを設けて、より円滑に調整ができるようにしていくと、これを目指しているということでございます。

○山添拓君 今お話しだったように、従来は、自衛隊は、他の一般の利用者、ユーザーと同じように、その都度の申請をし、許可を得て利用すると、こういう枠内にいたわけですが、今度は管理者側の立場で利用調整の側に回るといふことで

す。ですから、自衛隊などが優先的に使えるようになるわけではない、こうおっしゃいますが、現状では認められないような、自衛隊の都合を優先した利用を、運用を平時から行えるようにしようと、このために、つまり、今できないことがあるから新たなルールを作ろうとしているわけですから、そういうことになると思うんですね。

念のため伺いますが、このスキームは米軍による利活用も想定しているんでしょうか。例えば、日米が共同で訓練によって使うような場合、これは含まれるのでしょうか。

○政府参考人(室田幸靖君) お答えを申し上げます。

このスキームにつきましては、国家安全保障戦略で明確に記述してございますように、自衛隊、海上保安庁のニーズに基づいた公共インフラの整備、機能強化、あるいはそれに関する平素からの利活用に関するルール作りでございます。

したがって、今私も行つておりますのは、自衛隊と海上保安庁のニーズを踏まえた形での公共インフラの整備を進めるということでございます。現時点で米軍の利用ということはこのスキームの整備において考慮外ということでございます。

○山添拓君 昨日は大分空港で航空自衛隊F2戦闘機の離着陸訓練が行われました。奄美、徳之島、岡山もこの先使うとされております。既に、米軍機についても民間空港を離着陸で使うと、訓練と称して使うと、こういう事態が相次いできております。こうして米軍やあるいは自衛隊、その運用を優先するような使い方を枠組みとしてつくつていくということになりかねないと私は危惧をしております。

このインフラ整備のために、どのぐらいの予算規模を想定しているのでしょうか。

○政府参考人(室田幸靖君) お答えを申し上げます。

予算規模につきましては、現在、地方の空港管理者たる自治体の皆様との協議を重ねた中におきまして、特定空港、港湾に指定されているところと、ところが積み上がった段階で予算が出てくるということとございますので、現時点で幾らぐらいになるというところについてお答えできる段階ではございません。

○山添拓君 蓋を開けてみないと分からないと、青天井ですよ。

全国で滑走路の延長や岸壁の整備を進めていけば莫大な公共投資になります。ところが、どこを指定するつもりか説明がありません。既に働きかけを行つている自治体も明かしません。予算もブラックボックスです。

しかし、平時から自衛隊機が離着陸するようになれば、民間機以上に騒音や振動が発生し、暮らに影響を及ぼします。自衛隊の艦船が日常的に寄港することによる港湾の環境や民間の利用への影響もあるだろうと思います。

民間の空港、港湾とは質的に異なるインフラに変えるのであれば、その計画策定や事業の推進に当たつて住民の理解は必須というべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(英浩道君) お答え申し上げます。

国家安全保障戦略に基づく特定重要拠点空港、港湾の取組につきましては、現在、関係自治体にも御説明をしながら、丁寧に検討、調整を進めているところでございます。

まずは、これらの関係自治体のお考えをしっかりと伺いつつ進めてまいりたいというふうに考えております。

○山添拓君 住民の理解は関係なしということですか。

○政府参考人(英浩道君) まずは、関係自治体のお考えを踏まえつつ対処していくことを申し上げております。

○山添拓君 国交省が、周辺住民の影響を考えずに、その理解についてもお構いなしに、自治体との秘密の交渉だけで進めていつて、よしとするのですか。

○政府参考人(英浩道君) 一般論として申し上げますが、まず港湾につきましては、地方自治体や港湾利用者を始めとする地元関係者で構成される地方港湾審議会の意見を聴く、こういったことによつて港湾計画を定めた上で、利用ニーズなどを勘案して事業化をしていくというのが通例でございます。

また、空港につきましても、対象施設によつて

は、事業着手前にパブリックインボルブメントの実施や公聴会の実施など、関係住民の意見を聞く機会を設ける場合がございます。

したがって、こういった手続が必要でまだ終わっていないものについては、こういった手続を進めていくということと考えております。

○山添拓君 それは通常の民間の空港や港湾の場合なんですよ。今度は軍事利用を強要していこうとするわけですから、それに当たっては住民の理解は当然必要だと思うんですが、国交省はお答えにならない。これは驚くべきことだと思うんですよ。

私、この問題、質問するに当たって通告をし、レクもしましたが、責任持っている役所がごなかのたということすらはつきりしない。ですから、今日も誰が答弁するか顔を見合わせるという場面が何度もありました。そういう下で、理解もなく進めていくということでしょうか。

元与那国町議で今は畜産業を営んでいる小嶺博泉さんにお話を伺いました。与那国町では二〇〇五年、与那国・自立へのビジョンを策定しました。アジアへの玄関口、交流の島として飛躍する可能性を多くの住民が共有し、国の交付金頼みから転換を目指すというものでした。ところが、それは生かされずに、自衛隊誘致で国依存の町政に変質した、その経過を伺いました。いつの間にか中国は怖いと町内の世論を誘導され、配備の口実にされた、与那国は駒に使われたと主張されています。

住民置き去りで軍事要塞化を進める、こういうことをやらしちやいけなと思うんですよ。戦争が始まれば住民を守るのとは不可能だというのが沖縄戦の教訓です。危機と脅威をあり、ミサイル配備や避難、軍事要塞化を押し付けるのではなく、有事、戦争が起きることのないよう外交努力を尽くすことこそ政治の役割だということを強調し……

○委員長(北村経夫君) 申合せの時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○山添拓君 質問を終わります。ありがとうございます。

○伊波洋一君 ハイサイ、沖縄の風の伊波洋一です。

前回に続いて、敵基地攻撃ミサイルについて伺います。

二〇二三年二月十六日の衆議院予算委員会では公述した拓殖大学の川上高司教授は、「台湾有事が起きた場合、米国は中国と直接衝突すること avoided、「ウクライナ型戦争」を遂行する」、「日本は台湾に送る武器を集積する後方支援基地になり、状況次第で中国と戦うことになる。その結果、米軍の指揮によって自衛隊だけが中国軍と戦って血を流すことになりかねない」と強い懸念を表明されています。

前回、防衛省は、衛星コンステレーションによるニアリアルタイム情報収集能力の整備は二〇二七年まで掛かる、と答弁されました。二五年度からトマホークを前倒しして配備しても、少なくとも自衛隊による情報分析から成果、評価までの我が国独自の情報収集能力が整備される二七年度までの間は、米軍の情報に頼って敵基地攻撃能力を行使させられ、米国の代理戦争を自衛隊が戦わされるような危険な状況に追い詰められる、追い込まれるのではありませんか。

木原大臣は部隊に届いたらすぐ運用できるようにするとおっしゃっていますが、何か勘違いではないでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 反撃能力につきましては、その情報収集は非常に大事であります。日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力体制を構築することというふうにしておりますけれども、その具体的な協力の内容については、今後、日米両政府間において議論していくものであります。

先月、私はワシントンDCを訪ね日米防衛相会談行いましたが、その場においても、新たな戦略三文書の下で同盟の抑止力、対処力を強化する取

組を着実に進めていくことを確認した上で、日米協力の下での反撃能力の効果的な運用を含め、同盟としての役割、任務、能力に係る議論を加速することを確認したところです。事務レベルでは既に様々な議論を今進めているところであります。日米同盟の抑止力、対処力を向上させるための極めて重要な取組であることに鑑み、検討を加速してまいります。

いずれにしても、自衛隊による全ての活動というものは、米軍との共同対処を含め、我が国の主體的な判断の下で、日本国憲法あるいは国内の法令等に従って行われておりまして、自衛隊及び米軍は各々独立した指揮系統に従って行動しております。この点は反撃能力においても変わることはございません。

○伊波洋一君 実際に、安保三文書に先立って政府が実施したというシミュレーションの概要の資料には米軍は登場していません。米国の戦略では、有事の兆候を察知すると、米軍の主力は第二列島線であるグアムより東に撤収することが予定されています。

今年一月に公表されたC S I Sの台湾有事シミュレーションでも、配付資料①のように、核戦争へのエスカレーションを考慮して、米国は中国の領土、領海への攻撃はしない、と明記されています。

また、前統合幕僚長の河野克俊氏は、バイデン米大統領がウクライナ戦争に軍事介入しないと宣言したことを受けて、米国がウクライナに軍事介入すればロシアと直接ぶつかることになり、核戦争へのエスカレートする可能性があるためだ、として、米国は核保有国との直接的な軍事紛争を戦わない、と度々おっしゃっています。

核戦争へのエスカレーションを考えると直接軍事介入しない米軍に代わって、日本が攻撃を受けていないのに、日本の国土を戦場にして自衛隊が戦うことになります。その戦端を開くのが米軍の情報、米軍の言いなりで自衛隊がミサイルを撃つと

いうのはおかしくないですか。

○国務大臣(木原稔君) 様々な仮定の話をしたいただきましたけれども、一般論として申し上げますと、存立危機事態におきましては、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したからといって、これによって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に認定をされ、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、必要最小限度の実力行使にとどまる場合において、自衛の措置として武力を行使することが許容されるわけでありまして、したがって、直接軍事介入しない米軍に代わって、日本が攻撃を受けていないのに日本の国土をいわゆる戦場にして自衛隊が戦うという、そういうことには当たらないということだと思います。

○伊波洋一君 前回質疑をしましたけれども、二〇一五年の新ガイドラインの中のD項にきちんと書かれているわけです。日本が攻撃されていなくても、第三国が、関係の深い第三国が攻撃された場合には、自衛隊は武力をもって戦うと。武力を行使すると書いてあるんですよ。合意してあるわけです。しかし同時に、そのときに合意したものは、米軍は日本のために武力を使わないということもまた合意されているんですよ。つまり、日本だけが戦う話になってしまうんじゃないですか。そのことを再度確認をしていただきたいと思います。

岸田政権による反撃能力の整備は、対中抑止という米国の戦略には沿っても、日本にとつては、自衛隊が代理戦争を戦わされ、日本の国土が戦場にされ、日本の国民が犠牲を引き受けるというものでしかありません。あした十一月十五日には米中首脳会談が行われ、翌日には日中首脳会談も開催されると言われています。日本の国益を考えれば、戦争をしない、戦争を起さないという外交

努力こそが最優先されるべきです。

軍拡ではなくて対話と外交で東アジアの緊張緩和を図るべきであり、増税を含む五年で四十三兆円もの軍拡計画は撤回すべきではないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(加野幸司君) 今お尋ねにございました二〇一五年の日米ガイドラインのD項でございませうけれども、このD節につきましては、日米両国が各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、各々の憲法等に従って武力の行使を伴う行動を取ることを決定する場合において、我が国が武力攻撃を受けるに至っていないときに日米が緊密に協力をするということを規定しているものでございます。

この場合におけます我が国の武力の行使といえますのは、事態対処法で規定される存立危機事態における対応を念頭に置いたものでございまして、いわゆる国際法上の基本的には集団的自衛権を根拠とするものでございますけれども、各々の憲法上の規定に従ってということでございまして、今し方大臣から御答弁を申し上げましたとおり、そういった事態が起きれば直ちに我が国が武力の行使をするということになるわけではないということが前提でございます。

○伊波洋一君 次に、辺野古新基地問題について伺います。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕
公有水面埋立法に基づく沖縄防衛局の設計変更を沖縄県知事が技術的、客観的に不承認としたことについて、国土交通大臣は現在、知事に代わって承認をすることを認めるよう求める代執行訴訟を提起しています。

多くの皆さんが誤解していますが、この代執行訴訟に先行する訴訟では、県の不承認処分に沖縄防衛局が私人に成り済まして行政不服審査請求を行い、国土交通大臣が県の不承認を取り消す判決を行うという、いわゆる裁定的関与によって国が県の不承認を覆したことにについて、裁判所は、県

は行政不服審査における審査庁の裁決の適法性を争うことができないと判断したにすぎません。

二〇二〇年三月から最高裁判事を務める行政法学者の宇賀克也氏は、地方公共団体側の出訴が法律上明示的に保障されていないことは、地方自治の保障の観点から問題だ、と述べています。都道府県が自治権の問題として処分した事案について審査庁の裁決の適法性を争うことができないという裁定的関与の問題は、いずれ憲法に反するという判断が示されるはずで。裁判所は、決して技術的に大浦湾の軟弱地盤を埋め立てて新基地を造ることができるといってお墨付きを与えてくれたわけではありません。

一方、沖縄県民の辺野古反対の民意は固く、大浦湾の軟弱地盤問題は技術的にも全く解決していません。いずれにせよ、沖縄県知事の不承認処分の理由が正しかったことは証明されると思います。その中心的な問題が、C1護岸直下水深九十メートルまで軟弱地盤が広がるB27地点の問題です。このような場所に護岸を設置すれば、震度一以上で完成後に、震度三以上で施工中に護岸が崩壊する可能性があるという指摘されています。

防衛省は、B27地点に関して、コーン貫入試験、CPTによって得られた地盤の力学的強度を示す非排水剪断強度のデータについて全て棄却し、七百五十メートル離れたB58、三百メートル離れたS20、百五十メートル離れたS3という三地点のデータからB27地点の地盤の固さを類推して埋立てできるという結論を導いています。

しかし、コーン貫入試験は、港湾の基準にも示された粘性土の剪断強さを、強度を調査する一般的な方法です。防衛省のこの恣意的なデータの棄却、調査結果の改ざんは、B27を含む大浦湾側でコーン貫入試験を実施した結果、埋立ては技術的にできない、不可能だという結論が出てしまったので、慌ててコーン貫入試験のデータを棄却して、遠く離れた三地点から類推するという非科学的、不自然な調査に落ち着いたということだと考

えられます。

今回、防衛省からボーリング調査及びコーン貫入試験にどの程度の税金が投入されているかについて資料を提供していただきました。配付資料②が防衛省資料で、大浦湾側の土質調査に係る工事及び業務です。資料②の上の四つの調査業務について、合計四十本のボーリングが行われたという理解でよろしいですね。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

○政府参考人(青柳肇君) 普天間飛行場代替施設建設事業におきましては、埋立承認後に施工段階におけるボーリング調査等の土質調査を実施しております。

十一月八日に伊波委員に手交させていただきました資料、ここに記載されておりますもののうち、シユワプH二十五地質調査その二、シユワプH二十六地質調査、シユワプH二十九土質調査その一、シユワプH二十九土質調査その二の四件の業務では、ボーリング調査を御指摘のように計四十地点で行ってございます。

○伊波洋一君 コーン貫入試験には、次のシユワプ平成二十六年ケーソン新設工事一工区に全て含まれていると考えていいですね。

○政府参考人(青柳肇君) 普天間飛行場代替施設建設事業における土質調査につきましては、複数の契約で行ってございますけれども、このうち、委員お尋ねの電気式コーン貫入試験、CPTと申しますけれども、これを行った工事についてはシユワプH二十六ケーソン新設工事一工区のみでございませう。

○伊波洋一君 このコーン貫入試験の調査は、調査業務ではなく工事契約という、あたかも何だか構造物を製作したかのような契約に紛れ込ませているのでしょうか。

○政府参考人(青柳肇君) お答えいたします。普天間飛行場代替施設建設事業におきましては、埋立承認を得た後、沖縄防衛局が二〇一四年から二〇一六年にかけて二十四本のボーリング調

査を行いました。

他方で、当該調査の結果のみでは施工段階における地盤の強度等を評価するには十分でないという判断をしまして、更に追加して土質調査を実施することにより、十分なデータを得た上で地盤の強度等を評価することとしたものと承知してございます。

その上で、この追加の土質調査を速やかに実施する観点から、既に契約を締結していたシユワプH二十六ケーソン新設工事一工区、これに電気式コーン貫入試験、CPT等の土質調査を追加する変更契約、これを行いまして、二〇一七年二月から実施したものでございます。これらの追加調査を踏まえた検討の結果、地盤改良工事が必要であることが判明したことから、シユワプH二十六ケーソン新設工事一工区、これにおきましては当初予定していたケーソン護岸工事は実施いたしませんでした。

結果として、シユワプH二十六ケーソン新設工事一工区、これについては、契約の内容からケーソン護岸工事を減じた上で、ボーリング調査十四本、電気式コーン貫入試験十五本などに要した費用として計約五十八億円を支出したということでございます。

○伊波洋一君 ただいまの答弁のように、五十八億円もこの十四本のボーリングと十五本のコーン貫入試験に掛かっているわけです。上の四つと比べても極めて大きい額だということが分かります。それは、それだけの内容があるからですね。

つまり、このケーソン新設工事第一工区、五十八億円というのは、極めて重要な検査だったということが分かります。

この配付資料、その次の配付資料③を見てください。およそその状況というのが、ボーリングの、私たちの試算ですけれども、こんな感じが出ております。

上の四つはおよそ五千万円、五千二百五十万円ぐらいの、一本当たりの工事。で、コーン貫入試

験になりますと、およそ一億九千三百万円なんです。もう一つのボーリング調査はおよそ一億六千万円、一本につきですよ。そういうものになっています。

四つの調査業務とこの平成二十六年ケーソン新設工事一工区の工事契約に関して、見積りの基礎として作成された積算価格内訳明細書では、ボーリング調査とコーン貫入試験は、それぞれの費用は幾らと設定されていますか。

○政府参考人(青柳肇君) お答えいたします。

御指摘の四件の調査業務につきましてはボーリング調査を実施しておりまして、ボーリング調査に係る積算価格は今これから申し上げるとおりでございます。シュワプH二十五地質調査その二、これは約五億円、シュワプH二十六地質調査、約三億円、シュワプH二十九土質調査その一、約十二億円、シュワプH二十九土質調査その二、これは約一億円でございます。

また、シュワプH二十六ケーソン新設工事一工区、これにつきましてはボーリング調査と電気式コーン貫入試験、CPTを実施しておりまして、ボーリング調査に係る積算費用は約二十三億円、CPTに係る積算価格は約二十九億円でございます。

なお、ただいま申し上げた金額はあくまでも積算価格でございます。実際の支出額とは異なるものでございます。

○伊波洋一君 しかし、計算しますと、先ほど申し上げたように、このケーソン新設工事契約でのコアサンプリングとコーン貫入試験は十五か所です。二十九億円。つまり、一億九千三百万円なんです。一本につき。一方、上の四つは五千万円なんです。平均すれば。

つまり、いかにこのコーン貫入試験やあるいはボーリング調査が極めて重要だったかというのは、この圧密検査、ボーリング調査は圧密検査と、いろいろあつて、その沈み具合とか全部細かく出るようにしてあるわけですよ。また、コーン貫

入試験は、軟弱地盤の中で一番へりなんです。護岸の調査なんです。護岸の下での程度本当に軟弱地盤があるかということをしちゃんと調査したんです。

一方、三年半前の当委員会での質疑では、防衛省は、CPTについて、応力解放などと言って、あたかも調査方法に不備があるかのように言つて、非排水剪断強度のデータを使用しないといっていました。

今回、極めて多額の費用が、一本につき二億近くのお金を掛けているものを全く棄却したんですね。やはりそういうことは極めて大きな問題だと思います。

当時何の目的で、先行する四調査、ボーリングの価格と比較して四倍に上るコーン貫入試験調査を実施したのはなぜでしょうか、どういう目的でこれを調査したんでしょうか。

○政府参考人(青柳肇君) お答えいたします。

地盤調査に当たりましては、土の強度や地層の構成、地層構成を把握する必要がある、所要のボーリング調査を行うこととともに、各ボーリング調査地点の間において電気式コーン貫入試験、CPTを行うこととしているところでございます。

本事業で行ったCPTにつきましては、定点保持装置等を備えている船舶と組み合わせて調査を行うことにより、ボーリング調査と比べて比較的気象、海象の影響を受けづらい、安定的に調査を実施可能であったことから、本調査の手法を行うこととしたものでございます。

○伊波洋一君 ほかの地点でも、ボーリング調査でも土層の判別はできていたはずですよ。しかし、あえてこのコーン貫入試験で、土層の判別のためにわざわざ二十九億円も掛けたのか。

つまり、それはやはり、コーン貫入試験は同時に非剪断強さと埋立てのための調査も基本は全部できるようになっているんですよ。これは、国交省の基準で見てもそうなっています。しかし、

それを全部できたのに、全部報告書はできています。こんな厚いやつがですね、それをあたかも問題だと言って棄却したんですよ。そういうことがやはり問われるべきだと思います。

実施されたコーン貫入試験、先ほど、今お話をしますように、スイスのジオキップ・マリオン社、世界一流のマリオン社が調査をしました。さらに、最新鋭のポセイドンという特殊な大型調査船が使用されました。この十五本以外は普通の調査、掘削、ボーリングをしているんですよ。

だから、できるんですよ、ボーリングは、このエリア全体。同じ場所をやっているんですよ。しかしながら、そういう意味では、あえてこういうことをやった。

海外の企業が入ったのはコーン貫入試験のみだったというところで理解していいんですね。

○政府参考人(青柳肇君) 今の御質問はあれですか、海外の企業が入ったのはCPTだけかという御質問。

平成二十六年から平成三十年までの間に普天間飛行場代替施設事業におきまして実施したボーリング調査は、全て日本国内企業が実施しております。それに対して、CPT調査、試験につきましては、海外の調査会社が行っているところでございます。

○伊波洋一君 当初、沖縄防衛局は、コスト的には多少高額であってもB27地点を含む軟弱地盤の強度を正確に把握しようという方針で、詳細な測定が可能なコーン貫入試験を実施したと思っております。

コーン貫入試験は、粘性土の剪断強さを算出する一般的な方法として港湾の基準にも記載があります。沖縄防衛局が発注した際の詳細施工計画書、シュワプ、ケーソン新設工事第一工区詳細施工計画書においても、本業務は、辺野古沖合において、ポセイドン1を使用したコアサンプリング採取及びCPTデータの取得を目的とします。取得したコアサンプリング及びCPTデータは、土質調

査会社で解析するものとします。として、目的にCPTデータの解析が明確にされています。

また、防衛省は、応力解放を理由にCPTデータを非排水剪断強度に使用しないとしています。が、港湾の基準に原地盤での応力解放などの記載がないことは、令和二年三月十八日の本委員会において国交省がはっきり答弁しています。防衛省の技術検討会自体、B27地点を含む十五か所のCPT試験による非排水剪断強度は動態観測の初期値として信頼性が高い、と認めているのです。

CPTでは原地盤での非排水剪断強さ、強度のデータを採取する際に応力解放により正確なデータが取得できないと述べた基準や論文は本当に存在するのでしょうか。

○政府参考人(青柳肇君) お答えいたします。

応力解放という難しい言葉が出てきましたけれども、応力解放とは、土の重さなどによって圧縮されていた土が、土の重さなどから除かれた際に膨張して緩くなる現象ということでございますけれども、ボーリングや試料採取による掘削等で原地盤の応力解放が起きることは一般的なことでございまして、各種の解説書にも記載されているところでございます。

例えば、国土交通省港湾局が監修いたします港湾の施設の技術上の基準・同解説におきましては、試験深さまでボーリング孔の掘削を必要とする試験の場合には、ボーリング孔の底や壁の状態が試験結果に大きな影響を与える旨記載がございます。さらに、地盤工学会が発行いたします地盤調査の方法と解説には、ボーリングの際の掘削における留意点といたしまして、掘削に伴う応力解放が記載されております。

その上で、今般は地層構成の把握を目的といたしまして三メートルのコーン貫入試験と一メートルの試料採取を交互に行うということを行つていまして、試料採取に伴う掘削によりまして直下の原地盤の土は元の圧力から解放される状態、つまり応力解放の影響を受けているということから、

コーン貫入試験の各種測定値は原地盤の状態を正確に測定したものととなっております、このような測定値から設計に用いる土の強さを、強度を測定することは適切ではないと考えてございます。

○伊波洋一君 今言っていることは、基本的にはこの土を取るときには当然圧力を、特別の用具が必要だと。皆さんは、地下の一メートル取って、まだ取っていない地下がずっと続いているんですよ。前回の委員会でも言ったんですけども、この取ったところから何センチまで応力解放が起きているのかと、そういうことに答えられないんですよ。そんなことの議論はしてないんですよ。

地盤は変わりませんから、全部同じ地盤ですから。次に三メートルまたコーン貫入試験をするわけですよ。そして、地層を調べる。そういうのを繰り返しているんですよ。

で、報告書はですね、皆さんが言っていることはどこにも書いてないんですよ、応力解放の議論というのは。それで、一ミリ単位で地層を調べるコーン貫入試験になっているわけですが、そもそも最初から詳細の施工計画の中で、そんな応力解放の議論があれば最初からやらなきゃいいじゃないですか。しかし、それはちゃんと結果として出ているんですよ、報告書も。こんな厚い報告書がね。でも、それは、皆さんは、それは一切表に出さなかった。そのまま、別のところから、計算式でここは固いんだと言ってきている。しかし、実際は、N値も含めて、軟らかいんですよ。粘性土なんです。それをそのまま今工事に入ろうとしているわけですよ。そこが大きな問題。

つまり、応力解放を持ち出す防衛省の独自理論はどのような科学根拠によるものですか。港湾の基準や地盤工学会などの基準、何らかの基準や文献があるんなら具体的に示してほしいと思うんです。

○政府参考人青柳肇君 済みません、これ、今まさに申し上げたところでございますけれども、先ほど申しましたように、応力解放につきまして

は各種解説書にも記載されてございますし、国土交通省港湾局が監修します港湾の施設の技術上の基準・同解説、これにおきましても、試験深さまでボーリング孔の掘削を必要とする試験の場合には、ボーリング孔の底や壁の状態が試験結果に大きな影響を与えるという旨の記載もございまして、地盤工学会が発行する地盤調査の方法と解説、これにも同様の掘削による応力解放の記載がございまして。

等々の文献が存在しますことから、我々はいくつものものを参考といたしましてやっているところでございます。

○伊波洋一君 ただいま、その応力解放に関する基準ということについて、是非委員会に提供、提出していただくよう、委員長で計らっていただきたいと思っております。

○委員長（北村経夫君） ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○伊波洋一君 二〇年三月の当委員会の質疑では、当時の河野防衛大臣が、「今回のコーン貫入試験で取得された三成分、間隙水圧、先端抵抗、周面摩擦については、土の採取による応力解放の影響を受けております。」「各種測定値は応力解放の影響を受けており、これから設計に用いる剪断強さを推定することは適切ではありません。」と、第五回技術検討委員会での議論を根拠に、CPTデータの非排水剪断強度の算出を使用しない」と結論付けています。

配付資料⑤のように、十一月十二日の東京新聞は、この技術検討会の委員が、ちょうどこの応力解放の問題が議論されていた二〇年当時、辺野古工事の事業者から寄附金を受け取っていたことが報道されています。技術検討会は、応力解放の議論を始めとして、幾つもの土木工学的な根拠が薄弱な理屈で埋立工事にお墨付きを与えてきました。二〇二〇年三月十一日の技術検討委員会の配付資料④の粘性土の剪断強さの設定についてという資料がそれを示しています。

今回発覚した寄附金は、検討委員会委員の意見に影響を及ぼしたのではないのでしょうか。防衛省として、応力解放について支持した委員と、寄附金の関係など詳細に調査し、報告を公表すべきではないですか。

○国務大臣（木原稔君） 防衛省としましては、その技術検討会の委員の皆さんに助言、提言を求めているところではありますが、そういった技術検討会以外でのそれぞれ各委員の研究活動というのを逐一把握する立場にはなく、こうした研究活動自体にコメントすることはまずは差し控えていただきますが、各委員が行っておられる研究活動の実施に当たっては、それぞれが実施しておられる大学等の組織の規則に従って各委員において適切に処理されているものと考えております。

その上で、技術検討委員会は、地盤改良に係る具体的な設計等の検討に当たり、各委員の純粋に技術的、専門的見地からの提言、助言をいただくものであり、各委員の研究活動が技術検討会における議論の公正性、中立性に影響があるものというのとは考えておりません。

また、沖縄防衛局は、その技術検討会での議論の公正性、中立性確保の観点から各発言者の氏名は公表はしていませんが、その委員長と委員の発言を逐一記載した議事録を沖縄防衛局のホームページにおいて全て公表しており、これまで技術検討会においては、各委員が有する技術的、専門的知見を基に客観的な議論が行われているものと認識をしております。

○伊波洋一君 今ここに二〇二〇年三月十一日の技術検討会、第五回技術検討会の議事録がございまして。読み上げて紹介します。

事務局が、まず、最近話題となっている技術的論点について事務局としての考えを提示させていただきます。事務局が提示をするんですよ。で、設計で用いる粘性土の剪断強さの決定についてでございます。本検討会では、設計に用いる粘性土の剪断強さは、三軸圧縮試験等の力学試験により

剪断強さを求めてございます。一方、現地ではコーン貫入試験も実施してございます。このコーン貫入試験は、そもそも地層構成の把握を目的に、地層境界の確認や土の種類を確認するための物理的試験のために、三メートルのコーン貫入試験と一メートルの試料採取を交互に行ってございます。このため、コーン貫入試験の各種測定につきまして土の採取時の応力解放の影響を受け、原地盤の状態を正確に測定したものとなっておりませんので、このように測定値から設定を、設計に用いる剪断強さを推定することは適切でないと事務局として判断しているところでございます。事務局が判断したわけですね。御意見いただければ有り難いと思っております、と。

それで、委員長の方から、設計で用いる粘性土の剪断強さを今回の検討会で決めた強度がほかの方法とでは弱く出ているのになぜそれを使わないかという観点のものからだと思います。あるいは、CPTの結果を地盤の強度を決める今回の採用しなかつた理由は何かということではないかと私は理解しております。それについて御意見ございますか、と。

で、ある委員が、とても現地の応力状態とか品質を保つたものではないという点で設計に採用すべきではないと思います、という意見も出ます。

それが、あくまでその採取をする際の容器の問題も指摘されます。しかし、採取はしてないんですよ。そこへ突っ込んで貫入していくだけの話ですから。そういったことも含めて、結局そういう議論が続いていきます。

そういう中で、最終的にこれは、その事務局として、そういう応力解放についての御意見いただいたということで、これを使わないという結論を出していくわけです。そういう経過があります。

だから、私たちは、その問題、棄却されてしまっている、でも、あるんですよ。でも、これはちゃんと業者はきちんと出しているんですよ。なぜそれを使わないのか。改めてまたきちんとB27を

調査しないと、崩れるという懸念があるんですよ。

そのことを指摘して、今日もう時間ですから終わりますけれども、こういう問題が、まさに東京新聞が書いたようなことが現に起こっている。そういうことを是非皆さんにも知っていただき、防衛省で再度検討してもらうと、これはお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（北村経夫君） 本日の調査はこの程度にとどめます。

外務副大臣及び政府参考人は御退席いただいて結構でございます。

○委員長（北村経夫君） 防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。木原防衛大臣。

○国務大臣（木原稔君） ただいま議題となりました防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省職員の給与について、本年度の官民較差に基づく改定を実施するため、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、概要を御説明いたします。

第一に、人事院勧告の趣旨を踏まえて、自衛隊教官、自衛官等の俸給月額等について引き上げることとしております。

第二に、人事院勧告の趣旨を踏まえて、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等に係る期末手当について引き上げることとしております。

なお、自衛官及び事務官等の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、一般

職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

第三に、一般職の職員と同様に在宅勤務等手当を新設することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長（北村経夫君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願（第二一九号）（第二三〇号）

（第一三二一号）（第一三二二号）（第一三三三号）（第一三四号）（第一三五五号）（第一三六号）（第一三七七号）（第一三八八号）（第一三九号）

第二一九号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都板橋区 土佐幸子 外百八十九名

紹介議員 井上 哲土君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二三〇号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 埼玉県春日部市 田山あや子 外百八十四名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二三二一号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 三角きよ子 外百八十四名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二三二二号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 札幌市 五十嵐新 外百八十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二三三三号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都目黒区 塩澤久子 外百八十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二三四号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 山本誠 外百八十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二三五五号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 小早川洋子 外百八十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一三六号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 本橋ミヤ子 外百八十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一三七七号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 野村昭子 外百八十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一三八八号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 岡田やす子 外百八十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一三九号 令和五年十一月一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 山口勝広 外百八十四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正
する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「六千二百円」を「六千六百八十円」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「あつては百分の五十七・五」を「あつては百分の六十」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十四万六千円」を「十五万七千円」に改める。

第二十五条第二項中「十二万二百円」を「十三万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。
第二十五条の二第二項中「十万六千九百円」を「十一万七千九百円」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表 (第四条―第五条関係)

職 員 の 区 分	職務の級		級	
	号 俸	1 俸 給 月 額	2 俸 給 月 額	級
	1	219,700 円	337,600 円	
	2	221,400	339,600	
	3	222,900	341,600	
	4	224,400	343,600	
	5	226,100	345,600	
	6	227,400	347,200	
	7	228,600	348,800	
	8	229,900	350,300	
	9	231,600	351,800	
	10	233,300	353,800	
	11	235,000	355,800	
	12	236,600	357,700	
	13	238,100	359,600	
	14	240,100	361,500	
	15	242,000	363,300	
	16	243,900	364,900	
	17	245,600	366,500	
	18	248,000	368,300	
	19	250,400	370,100	
	20	252,800	371,900	
	21	255,200	373,500	
	22	257,600	375,400	
	23	259,900	377,100	
	24	262,100	378,800	
	25	264,300	380,100	
	26	266,500	381,900	
	27	268,900	383,700	
	28	271,000	385,600	
	29	273,300	387,400	
	30	275,600	389,200	
	31	277,800	391,100	
	32	279,900	393,000	
	33	282,000	394,600	
	34	284,200	396,300	
	35	286,300	397,900	
	36	288,200	399,600	
	37	290,300	400,800	
	38	292,000	402,200	
	39	293,800	403,600	
	40	295,500	405,000	
	41	296,800	406,600	
	42	298,800	408,000	
	43	300,700	409,300	
	44	302,700	410,700	
	45	304,700	412,100	
	46	306,800	413,400	
	47	309,000	414,900	
	48	311,200	416,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

49	313,300	418,000
50	315,600	419,400
51	317,800	421,000
52	319,900	422,500
53	322,000	424,200
54	323,500	425,700
55	325,000	427,300
56	326,500	428,900
57	328,200	430,400
58	330,200	431,900
59	332,200	433,100
60	334,100	434,300
61	335,900	435,500
62	337,900	436,800
63	339,900	438,100
64	341,800	439,300
65	343,500	440,500
66	345,500	441,700
67	347,500	442,900
68	349,500	444,100
69	351,300	445,300
70	353,200	446,500
71	355,100	447,700
72	357,000	448,900
73	358,600	450,000
74	360,500	450,600
75	362,300	451,100
76	364,200	451,600
77	366,000	452,100
78	367,700	
79	369,300	
80	370,900	
81	372,300	
82	373,800	
83	375,200	
84	376,500	
85	377,600	
86	379,000	
87	380,400	
88	381,700	
89	382,900	
90	384,200	
91	385,300	
92	386,500	
93	387,700	
94	388,800	
95	390,000	
96	391,200	
97	392,600	
98	393,600	
99	394,600	
100	395,600	
101	396,500	
102	397,500	

41	590,600	543,300	511,400	474,700	441,900	412,300	354,500	327,000	308,000	307,300	300,600	300,400	296,600	285,700
42	591,600	544,200	511,900	475,500	443,700	414,400	356,400	328,700	309,500	308,700	302,000	301,800	297,500	286,700
43	592,600	545,100	512,400	476,300	445,500	416,500	358,300	330,100	311,000	310,100	303,200	303,400	298,400	287,700
44	593,600	546,000	512,900	477,100	447,300	418,600	360,200	332,400	312,500	311,500	304,800	304,600	299,300	288,700
45	594,400	546,700	513,200	477,700	449,100	420,500	362,100	333,700	313,900	312,900	306,000	305,900	300,000	289,600
46			513,700	478,500	450,600	422,500	363,700	335,600	315,500	314,400	307,500	307,400	301,400	290,500
47			514,200	479,300	452,100	424,500	365,300	337,500	317,100	315,900	309,000	308,900	302,800	291,400
48			514,700	480,100	453,600	426,500	366,900	339,400	318,700	317,400	310,600	310,400	304,200	292,300
49			515,000	480,700	455,200	428,400	368,300	341,300	320,300	318,800	311,800	311,700	305,500	293,000
50			515,500	481,400	456,400	429,500	370,100	342,900	322,000	320,400	313,400	313,400	307,000	293,800
51			516,000	482,100	457,600	430,600	371,900	344,500	323,700	322,000	315,200	315,100	308,500	294,600
52			516,500	482,800	458,800	431,700	373,700	346,100	325,400	323,600	316,900	316,800	310,000	295,400
53			516,800	483,400	460,100	432,600	375,400	347,800	327,000	325,200	318,500	318,400	311,400	296,100
54			517,200	484,000	461,300	433,500	377,000	349,600	328,700	326,700	320,000	319,800	312,800	297,200
55			517,600	484,600	462,500	434,400	378,600	351,400	330,400	328,200	321,500	321,200	314,200	298,300
56			518,000	485,200	463,700	435,300	380,400	353,200	332,100	329,800	323,000	323,000	315,600	299,400
57		518,500		485,800	464,700	436,200	381,800	354,800	333,900	331,200	324,300	324,000	316,900	300,300
58				486,400	465,600	437,100	383,600	356,500	335,500	332,900	325,800	325,400	318,200	301,400
59				487,000	466,500	438,000	385,500	358,200	337,100	334,600	327,300	326,800	319,500	302,500
60				487,600	467,400	438,900	387,400	359,900	338,700	336,300	328,800	328,200	320,800	303,700
61				488,200	468,400	439,700	389,000	361,600	340,300	337,900	330,200	329,700	322,200	304,500
62				488,700	469,000	440,500	390,700	363,200	342,200	339,600	331,900	331,300	323,400	305,600
63				489,200	469,600	441,300	392,400	364,800	344,100	341,300	333,600	332,900	324,600	306,700
64				489,700	470,200	442,100	394,200	366,400	346,000	343,000	335,400	334,500	325,800	307,800
65				490,100	470,700	442,700	395,700	367,800	347,700	344,500	336,900	336,000	326,900	308,800
66				490,600	471,200	443,500	397,300	369,400	349,500	346,100	338,500	337,500	328,100	309,700
67				491,100	471,700	444,300	398,900	371,000	351,300	347,700	340,100	339,000	329,300	310,600
68				491,600	472,200	445,100	400,500	372,600	353,100	349,400	341,800	340,500	330,500	311,500
69				492,100	472,600	445,700	402,100	374,100	354,900	350,700	343,100	341,900	331,700	312,300
70				492,600	473,100	446,500	403,300	375,800	356,500	352,400	344,800	343,600	333,100	312,800
71				493,100	473,600	447,300	404,500	377,500	358,100	354,100	346,500	345,300	334,500	313,800
72				493,600	474,100	448,100	405,700	379,200	359,700	355,800	348,200	347,000	335,900	313,800
73				494,100	474,600	448,700	406,800	380,700	361,100	357,400	349,800	348,500	337,200	314,100
74				494,600	475,100	449,500	407,900	382,500	362,800	359,200	351,500	350,300	338,600	
75				495,100	475,600	450,300	409,000	384,300	364,500	361,000	353,200	352,100	340,000	
76				495,600	476,100	451,100	410,200	386,100	366,200	362,800	354,900	353,900	341,400	
77				496,100	476,600	451,700	411,200	387,900	367,700	364,500	356,600	355,500	342,800	
78				496,600	477,100	452,400	412,300	389,500	369,400	366,200	358,200	357,000	344,200	
79				497,100	477,600	453,100	413,400	391,100	371,100	367,900	359,800	358,500	345,600	
80				497,600	478,100	453,800	414,500	392,700	372,800	369,600	361,400	360,000	347,000	
81				497,900	478,600	454,400	415,500	394,100	374,500	371,100	362,900	361,600	348,300	
82					479,100	455,000	416,200	395,600	376,200	372,600	364,500	363,000	349,600	
83					479,600	455,600	416,900	397,100	377,900	374,100	366,100	364,400	350,900	
84					480,100	456,200	417,700	398,600	379,600	375,600	367,700	365,800	352,300	
85					480,600	456,700	418,300	400,200	381,200	376,900	369,100	367,300	353,600	
86					481,100	457,300	419,100	401,400	382,700	378,300	370,400	368,600	354,900	
87					481,600	457,900	419,900	402,600	384,200	379,700	371,700	369,900	356,200	
88					482,100	458,500	420,700	403,800	385,700	381,100	373,000	371,200	357,500	
89					482,600	458,900	421,400	404,900	387,100	382,300	374,400	372,300	358,700	
90					483,100	459,400	422,300	406,100	388,600	383,800	375,900	373,800	359,800	
91					483,600	459,900	423,200	407,300	390,100	385,300	377,400	375,400	360,900	
92					484,100	460,400	424,100	408,500	391,600	386,800	378,900	377,000	362,000	

西生
用職
員以
外の
職員

93	484,600	460,900	424,800	409,600	393,200	388,200	380,300	378,400	363,100
94	485,100	461,400	425,600	410,500	394,600	389,900	381,900	379,900	364,300
95	485,600	461,900	426,400	411,400	396,000	391,600	383,500	381,400	365,500
96	486,100	462,400	427,200	412,300	397,400	393,300	385,100	382,900	366,700
97	486,600	462,900	427,800	413,200	398,800	394,800	386,800	384,400	367,900
98	487,100	463,400	428,500	414,100	400,100	396,100	388,100	385,600	368,900
99	487,600	463,900	429,200	415,000	401,500	397,400	389,400	386,800	369,900
100	488,100	464,400	429,900	415,900	402,900	398,700	390,700	388,000	370,900
101	488,400	464,900	430,600	416,600	404,100	399,900	391,800	389,000	371,700
102	488,900	465,400	431,300	417,400	405,000	400,900	392,800	389,800	372,600
103	489,400	465,900	432,000	418,200	406,000	401,900	393,900	390,600	373,500
104	489,900	466,400	432,700	419,000	407,000	402,900	395,000	391,400	374,400
105	490,200	466,800	433,400	419,800	407,800	403,700	395,800	392,000	375,200
106	467,300	434,000	420,700	408,800	404,800	396,800	392,800	376,100	376,100
107	467,800	434,600	421,600	409,800	405,900	397,800	393,800	377,000	377,000
108	468,300	435,200	422,500	410,800	407,000	407,000	398,800	394,400	377,900
109	468,600	435,800	423,200	423,200	411,700	407,900	399,900	395,200	378,600
110	469,100	436,400	424,000	424,000	412,600	408,800	400,700	396,000	379,400
111	469,600	437,000	424,800	424,800	413,500	409,700	401,500	396,800	380,200
112	470,100	437,600	425,600	425,600	414,400	410,600	402,300	397,600	381,000
113	470,400	438,100	426,200	426,200	415,300	411,600	403,200	398,400	381,900
114	438,700	426,900	416,200	417,100	412,600	412,600	404,000	389,200	
115	439,300	427,600	417,100	418,000	413,500	413,500	404,800	400,000	
116	439,900	428,300	418,000	418,000	414,400	414,400	405,600	400,800	
117	440,400	429,000	418,800	418,800	415,300	415,300	406,500	401,600	
118	441,000	429,700	419,600	419,600	416,300	416,300	407,300	402,400	
119	441,600	430,400	420,400	420,400	417,200	417,200	408,100	403,200	
120	442,200	431,100	421,200	421,200	418,100	418,100	408,900	404,000	
121	442,700	431,700	422,000	422,000	418,800	418,800	409,800	404,800	
122	443,300	432,400	422,800	422,800	419,600	419,600	410,600	405,600	
123	443,900	433,100	423,600	423,600	420,400	420,400	411,400	406,400	
124	444,500	433,800	424,400	424,400	421,200	421,200	412,200	407,200	
125	445,000	434,400	425,000	425,000	422,100	422,100	413,100	408,000	
126	445,600	435,100	425,700	425,700	422,900	422,900	413,900	408,900	
127	446,200	435,800	426,400	426,400	423,700	423,700	414,700	409,800	
128	446,800	436,500	427,100	427,100	424,500	424,500	415,500	410,700	
129	447,300	437,100	427,900	427,900	425,400	425,400	416,400	411,400	
130	428,700	427,800	428,700	428,700	426,200	426,200	417,200		
131	428,500	428,500	427,000	427,000	418,000	418,000			
132	439,200	439,200	427,800	427,800	418,800	418,800			
133	439,800	439,800	431,200	431,200	428,700	428,700	419,700		
134	440,500	440,500	432,000	432,000	429,500	429,500	420,500		
135	441,200	441,200	432,800	432,800	430,300	430,300	421,300		
136	441,900	441,900	433,600	433,600	431,100	431,100	422,100		
137	442,500	442,500	434,300	434,300	431,900	431,900	423,000		
138	435,200	435,200	432,700	432,700	423,800	423,800	423,800		
139	436,100	436,100	433,500	433,500	424,600	424,600	424,600		
140	437,000	437,000	434,300	434,300	425,400	425,400	425,400		
141	437,700	437,700	435,100	435,100	426,200	426,200			
142	438,500	438,500	435,900	435,900	426,900	426,900			
143	439,300	439,300	436,700	436,700	427,500	427,500			
144	440,100	440,100	437,500	437,500					

	145									440,800	438,300								
再任用職員		—	507,500	464,100	449,000	393,800	355,200	337,400	306,300	289,000	283,300	283,100	276,500	275,000	266,800	250,100	—	—	—

- 備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は三欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- 四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

第十八条の二第一項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十五」を「百分の三十三・七五」に、「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十六・二五」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十二条の二第一項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十七条第二項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二第一項、第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の法（同条において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条 令和五年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において法第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給され

た給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。